

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成26年 3 月27日
【計算期間】	第15期 (自 平成24年12月28日 平成25年12月27日)
【ファンド名】	G S ・日本株ファンド(自動けいぞく) (ファンドの愛称を「牛若丸(自動けいぞく)」とします。)
【発行者名】	ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役 桐谷 重毅
【本店の所在の場所】	東京都港区六本木六丁目10番 1 号 六本木ヒルズ森タワー
【事務連絡者氏名】	法務部 山崎 誠吾
【連絡場所】	東京都港区六本木六丁目10番 1 号 六本木ヒルズ森タワー
【電話番号】	03 - 6437 - 6000
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

（１）【ファンドの目的及び基本的性格】

本ファンドは、主として「GS・日本株マザーファンド」（以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券への投資を通じて、日本上場株式に投資し、信託財産の長期的な成長を図ることを目標として運用を行います。

■商品分類表

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 （収益の源泉）	独立区分	補足分類
単位型	国 内	株 式	M M F	インデックス型
追加型	海 外	債 券	M R F	特殊型
	内 外	不動産投信	E T F	
		その他資産 （ ）		
		資産複合		

（注）本ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

追加型・・・一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。

国内・・・投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

株式・・・投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

■属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ	対象インデックス	特殊型
株式	年 1 回	グローバル	ファミリー	あり（ ）	日経225	ブル・ベア型
一般	年 2 回	（ ）	ファンド	なし	T O P I X	条件付運用型
大型株	年 4 回	日本	ファンド・		その他	ロング・ショート型
中小型株	年 6 回	北米	オブ・ファ		（ ）	絶対収益追求型
債券	（隔月）	欧州	ンズ			その他
一般	年12回	アジア				（ ）
公債	（毎月）	オセアニア				
社債	日々	中南米				
その他債券	その他	アフリカ				
クレジット属性 （ ）	（ ）	中近東 （中東）				
不動産投信		エマージング				
その他資産 （投資信託証券 （株式））						
資産複合 （ ）						
資産配分固定型						
資産配分変更型						

（注）本ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

その他資産（投資信託証券（株式））・・・目論見書または投資信託約款において、投資信託証券への投資を通じて実質的に株式を投資収益の主たる源泉とする旨の記載があるものをいいます。

年1回・・・目論見書または投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいいます。

日本・・・目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

ファミリーファンド・・・目論見書または投資信託約款において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。）を投資対象として投資するものをいいます。

上記は、一般社団法人投資信託協会が定める分類方法に基づき記載しています。商品分類および属性区分の内容につきましては、一般社団法人投資信託協会のホームページ（<http://www.toushin.or.jp/>）をご参照ください。

本ファンドおよびマザーファンドを総称して以下「牛若丸」ということがあります。なお、本書において、文脈により別に解すべき場合を除き、「本ファンド」にマザーファンドが含まれることがあります。

委託会社は、受託銀行（後記「（３）ファンドの仕組み ２．ファンドの関係法人 委託会社および本ファンドの関係法人の名称および関係業務 b.受託会社」に定義します。以下同じ。）と合意のうえ、金3,000億円を限度として信託金を追加することができます。追加信託が行われたときは、受託銀行はその引受けを証する書面を委託会社に交付します。なお、委託会社は、受託銀行と合意のうえ、上記の限度額を変更することができます。

< ファンドのポイント >

- １．日本の上場株式に投資することにより、信託財産の長期的な成長を目指します。
- ２．個別企業の分析を重視したボトム・アップ・アプローチによる銘柄選択を行うことを原則とします。
- ３．銘柄選択はポートフォリオ・マネジャーが自ら企業訪問を行い、成長性、経営陣の質、株価水準の主に３つの視点から長期的視野で行うことを原則とします。

- ４．TOPIX（東証株価指数）をベンチマーク^{*}として、長期的にベンチマークを上回るリターンを追求します。

^{*}ベンチマークとは、運用において投資収益目標を設定する際に基準とする指標です。また、投資家がファンドの運用対象や資産の基本配分比率を確認する際の目安となります。

市況動向や資金動向その他の要因等によっては、運用方針に従った運用ができない場合があります。

本ファンドはファミリーファンド方式で運用を行います。

委託会社は、本ファンドおよびマザーファンドの運用の指図に関する権限をゴールドマン・サックス（シンガポール）ピーティーイー（投資顧問会社。以下「GSAMシンガポール」といいます。）に委託します。GSAMシンガポールは、運用の権限の委託を受けて、主に日本株式の売買執行を行います。

< 「牛若丸」への投資 >

ゴールドマン・サックス^{*}のアクティブ運用により、“ニッポンの元気株”へ投資を行います。

本ファンドは東証1部上場銘柄を中心に、高い収益力や成長力が期待できるであろう企業を、ポートフォリオ・マネジャーの地道な企業訪問により発掘し、投資します。

長年にわたり日本株式市場を分析してきた経験から、日本株式市場には、高い収益力や成長力が期待でき、かつ、株価上昇の余地もあると思われる銘柄が存在すると考えており、「牛若丸」はこのような“ニッポンの元気株”へ積極的に投資を行います。

^{*}委託会社が属するゴールドマン・サックスの資産運用グループ全体を「ゴールドマン・サックス」といいます。

投資哲学

長期的に高成長が見込まれ、かつ株価が割安な企業に投資することにより、市場平均を上回る投資成果を得られると考えます。

運用スタイル - 個別銘柄の分析を重視したボトム・アップ・アプローチ

企業調査は、ポートフォリオ・マネジャーが自ら投資対象企業に直接足を運び、企業の経営者、投資家向け広報担当者等と面談し、その企業に対して投資をすべきかどうかを判断します。

訪問先は投資対象企業だけでなく、その競合他社、納入業者、顧客等にも及び、投資対象企業を様々な側面から分析します。

“ニッポンの元気株”は「成長性」「経営陣の質」「株価水準」で評価します。

① 成長性	② 経営陣の質	③ 株価水準
会社の事業は市場平均を上回る収益率を達成、維持できるか？ 評価のポイント ビジネスの内容 (成長性があり、かつ安定した収益力を有する等)	経営陣は株主に対するリターンを最大化するように努めているか？ 評価のポイント 戦略の妥当性、戦略への実行力、株主還元に対する高い意識と実行力等	会社の将来性はすでに株価に織り込まれているか？ 評価のポイント 妥当な株価水準 (収益力・成長力に対して株価水準が割安かどうか)

「成長性」「経営陣の質」「株価水準」の主に3つの視点において、各評価ポイントを満たす企業は、高い収益力や成長力、今後株価にも反映していくであろう将来性を有していると考えます。

バランスの良い、長期的視点に立った運用を行います。

複合的な視点から、銘柄の分析を行い運用していくことが重要だと考えます。

短期的な“グロース株”、“バリュー株”相場のような、ある特定の時期における市場テーマを追求するような運用は行いません。

特定の業種やテーマに偏らずに投資します。

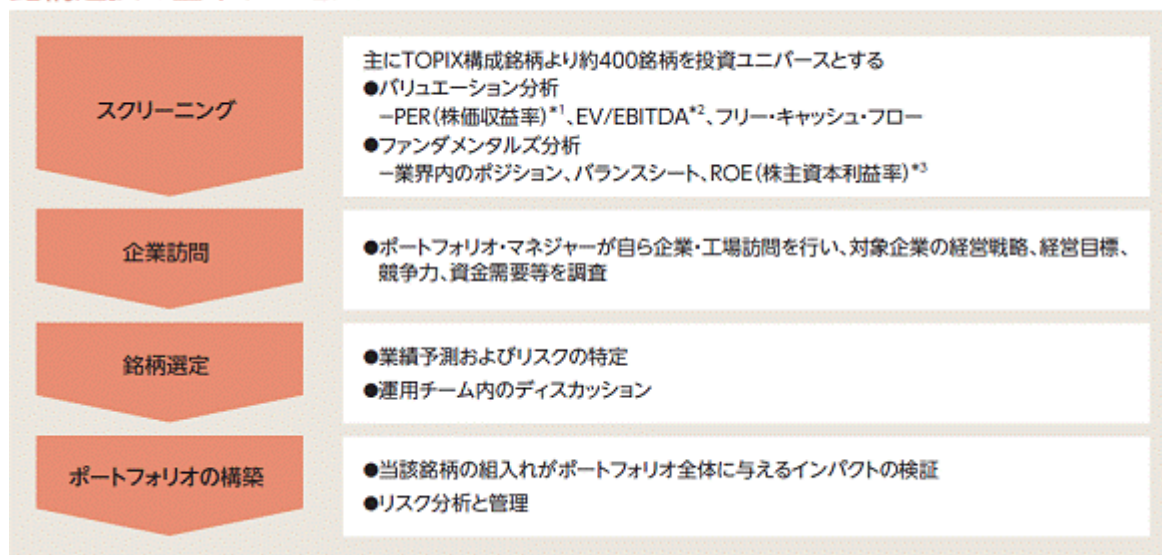


市場平均を安定して上回るリターンを目指すためには、「高い収益力・成長力」や「株価上昇余地」といった複合的な視点から、銘柄の分析を行い運用していくことが重要だと考えています。

したがって、短期的な“グロース株”、“バリュー株”相場のような、ある特定の時期における市場テーマを追求するような運用は行いません。特定の運用スタイル/特定の投資対象に偏って投資した場合、ある時期においては市場平均を大きく上回るリターンをあげる可能性がある一方、大きく下回るリターンに終わるリスクがあると考えためです。

<「牛若丸」の運用>

銘柄選択の基本プロセス



*1 PER(株価収益率) = 株価 ÷ 1株当たり純利益

株価を1株当たり純利益で除したもので、株価が1株当たり純利益の何倍まで買われているかを示すものです。PERが高いほど利益に比べ株価が割高であることを示し、逆にPERが低いほど、株価が相対的に低いことを示しています。

*2 株価の水準を測るひとつの指標で、一般に、この倍率が低ければ、株価は割安ということになります。EV(Enterprise Value)とは企業の買収価値のことで、株式時価総額(株価×発行済み株式数) + 有利子負債 - 現預金の計算式で求められるものです。EBITDA(Earning Before Interests, Taxes, Depreciation and Amortization)とは金利・税金・償却前利益のことです。

*3 ROE(株主資本利益率) = 税引後純利益 ÷ 自己資本

企業の自己資本(株主資本)に対する当期利益(税引後利益)の割合であり、投下した資本に対し、企業がどれだけの利潤を上げられるのかを示すものです。

上記は大型株式の基本プロセスです。本基本プロセスがその目的を達成できる保証はありません。また、本基本プロセスは変更される場合があります。

質の高い情報収集のためのグローバル・ネットワーク

今や企業活動はグローバルに展開しており、日本の企業を分析するにも世界的規模での情報収集・交換体制が不可欠と考えます。ゴールドマン・サックスの下記の各拠点のポートフォリオ・マネジャーは、各地域の企業情報を収集しています。

各地域に拠点をもちつつグローバルな視点を共有



2013年12月末現在

（２）【ファンドの沿革】

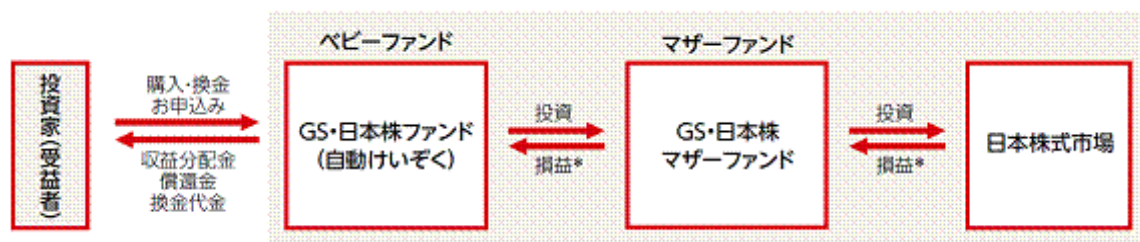
本ファンドの信託設定日は1998年12月28日であり、同日より運用を開始しました。

マザーファンドの信託設定日は2001年11月30日であり、同日より運用を開始しました。

（３）【ファンドの仕組み】

１． ファンドの仕組み

本ファンドの運用は、ファミリーファンド方式で行います。ファミリーファンド方式とは、投資家からの資金をまとめてベビーファンドとし、その資金を実質的に同一の運用方針を有するマザーファンドに投資して、実質的な運用を行う仕組みです。ただし、ベビーファンドである本ファンドから有価証券等に直接投資することもあります。商品性格が等しい複数のファンドが存在する場合、これらをひとつにまとめることで、低コストで効率よく運用することが可能になるため、投資家、運用者双方にメリットのある仕組みといえます。



* 損益はすべて投資家である受益者に帰属します。

2. ファンドの関係法人

委託会社および本ファンドの関係法人の名称および関係業務

a. 委託会社（ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社）

本ファンドの委託者として、ファンドに集まったお金（信託財産といいます。）の運用指図等を行います。本ファンドの運営の仕組みは下記「ファンド関係法人」の図に示すとおりです。

ただし、本ファンドおよびマザーファンドにおいては、委託会社は日本株式の運用の指図（デリバティブ取引等にかかる運用の指図を含みます。）に関する権限をゴールドマン・サックス・アセット（シンガポール）ピーティーイーに委託します。

なお、委託会社は、信託財産の計算その他本ファンドの事務管理に関する業務を第三者に委託することがあります。

b. 投資顧問会社（ゴールドマン・サックス・アセット（シンガポール）ピーティーイー）

本ファンドおよびマザーファンドの投資顧問会社として、委託会社との間の基本会社間投資顧問契約（以下「投資顧問契約」といいます。）に基づき、委託会社より日本株式の運用の指図（デリバティブ取引等にかかる運用の指図を含みます。）に関する権限の委託を受けています。

c. 受託会社（三菱UFJ信託銀行株式会社（以下「受託銀行」といいます。））

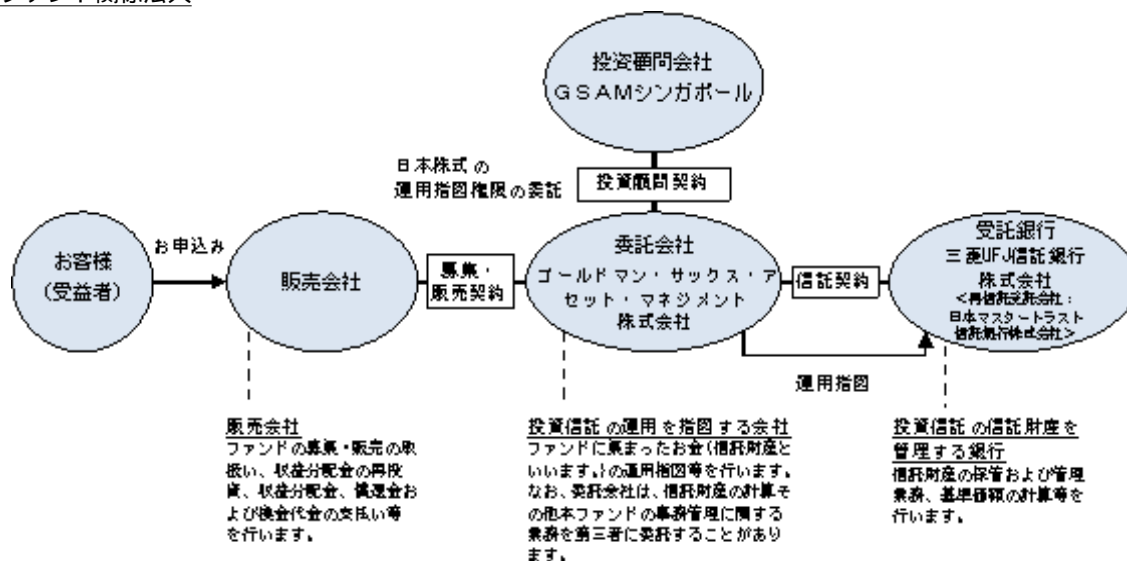
本ファンドの受託者として、委託会社との間の信託契約に基づき、信託財産の保管および管理業務、基準価額の計算等を行います。

なお、上記業務の一部につき再信託先である日本マスタートラスト信託銀行株式会社に委託することができます。

d. 販売会社

本ファンドの販売会社として、委託会社との間の証券投資信託受益権の募集・販売の取扱い等に関する契約書（以下「募集・販売契約」といいます。）に基づき、ファンドの募集・販売の取扱い、収益分配金の再投資、収益分配金、償還金および換金代金の支払い等を行います。

ファンド関係法人



<ご参考> ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント（GSAM）とは

ゴールドマン・サックスは、1869年（明治2年）創立の世界有数の金融グループのひとつであり、世界の主要都市に拠点を有し、世界中の政府機関・企業・金融機関等に対して、投資銀行業務・証券売買業務・為替商品取引・資産運用業務など、多岐にわたる金融サービスを提供しています。

ゴールドマン・サックスの資産運用グループであるゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント（GSAM）は、1988年の設立以来、世界各国の投資家に資産運用サービスを提供しており、2013年6月末現在、グループ全体で7,395億米ドル（約72.9兆円^{*}）の資産を運用しています。

^{*}米ドルの円貨換算は便宜上、2013年6月28日現在の株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1米ドル＝98.59円）により、計算しております。

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社は、ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメントの東京拠点です。

委託会社等の概況

a．資本金

委託会社の資本金の額は金 4 億9,000万円です（本書提出日現在）。

b．沿革

1996年 2 月 6 日 会社設立

2002年 4 月 1 日 ゴールドマン・サックス・アセット・マネージメント・ジャパン・リミテッドの営業の全部を譲受け、商号をゴールドマン・サックス投信株式会社からゴールドマン・サックス・アセット・マネージメント株式会社に変更

c．大株主の状況

（本書提出日現在）

氏名または名称	住所	所有株式数 （株）	所有比率 （％）
ゴールドマン・サックス・アセット・マネージメント・エル・ピー	アメリカ合衆国ニューヨーク州 ニューヨーク市ウェスト・ストリート 200番地	6,336	99
ザ・ゴールドマン・サックス・グループ・インク	アメリカ合衆国ニューヨーク州 ニューヨーク市ウェスト・ストリート 200番地	64	1

2【投資方針】

（１）【投資方針】

a. 基本方針

本ファンドは、信託財産の長期的な成長を図ることを目標として運用を行います。

b. 本ファンドの運用方針

本ファンドはマザーファンドの受益証券を主要投資対象とします。

原則として、マザーファンド受益証券の組入れ比率は高位に保ちます。

c. マザーファンドの運用方針

マザーファンドは日本の上場株式を主要投資対象とします。

個別企業の分析を重視したボトム・アップ・アプローチによる銘柄選択を行うことを原則とします。

銘柄選択はポートフォリオ・マネジャーが自ら企業訪問を行い、成長性、経営陣の質、株価水準の主に３つの視点から長期的視野で行うことを原則とします。

株式への投資は通常100%に近い状態を維持し、資産価格下落の可能性が高いと判断した場合は限定された範囲内でキャッシュの比率を上げるよう努めます。

業種別構成については過度の集中がないように配慮します。

（注）市況動向や資金動向その他の要因等によっては、運用方針に従った運用ができない場合があります。

なお、本ファンドおよびマザーファンドでは、運用の効率化を図るため、関連会社に運用の指図にかかる権限を以下の通り委託します。

委託先の名称	委託先の所在地	委託の内容	委託にかかる費用
ゴールドマン・サックス（シンガポール）ピーティーイー（GSAMシンガポール）	シンガポール	本ファンドおよびマザーファンドの日本株式の運用（デリバティブ取引等にかかる運用を含みます。）	別に定める取決めに基づく金額が委託会社から原則として毎月支払われるものとし、信託財産からの直接的な支払いは行いません。

（２）【投資対象】

(a) 投資の対象とする資産の種類（信託約款第18条の２）

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託法第２条第１項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ. 有価証券

ロ. デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第２条第20項に規定するものをいい、信託約款第26条、第27条および第28条に定めるものに限ります。）

ハ. 金銭債権

ニ. 約束手形（金融商品取引法第２条第１項第15号に掲げるものを除きます。）

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

イ. 為替手形

(b) 投資対象有価証券（信託約款第19条第１項）

委託会社（委託会社から運用の指図に関する権限の委託を受けたGSAMシンガポールを含みます。以下関連する限度において同じ。）は、信託金を、主としてマザーファンドの受益証券および次の有価証券（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証券

2. 国債証券

3. 地方債証券

4. 特別の法律により法人の発行する債券

5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）

6. コマーシャル・ペーパー

7. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの

8. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券（外国または外国の者が発行する証券または証書で、かかる性質を有するものを含みます。以下同じ。）
 9. 投資信託証券（外国法人が発行する証券で、投資信託証券の性質を有するものを含みます。ただし、クローズド・エンド型の会社型外国投資信託証券を除きます。以下同じ。）
 10. 外国の者の発行する証券または証書で、銀行業を営む者その他の金銭の貸付を業として行う者の貸付債権を信託する信託の受益権またはこれに類する権利を表示するもの（以下「外国貸付債権信託受益証券」といいます。）
 11. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
 12. 銀行、信託会社その他政令で定める金融機関の貸付債権を信託する信託の受益権（以下「貸付債権信託受益権」といいます。）であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
 13. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
 14. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
なお、1.の証券または証書および7.の証券または証書のうち1.の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、2.から5.までの証券および7.の証券のうち2.から5.までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といいます。
- (c) 有価証券以外の投資対象（信託約款第19条第2項および第3項）
- 委託会社は、信託金を、上記(b)に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。
1. 預金
 2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
 3. コール・ローン
 4. 手形割引市場において売買される手形
 5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
 6. 外国の者に対する権利で上記5.の権利の性質を有するもの
- 上記(b)の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を、上記1.ないし6.に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。
- (d) その他の取引の指図
- 委託会社は、以下の取引の指図をすることができます。
1. 信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすること。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
 2. 信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産の計算においてする信託財産に属さない公社債を売り付けることの指図をすること。なお、当該売付けの決済については、公社債（信託財産により借り入れた公社債を含みます。）の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
 3. 信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすること。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行うものとします。
 4. わが国の金融商品取引所等における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。以下同じ。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。以下同じ。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。以下同じ。）ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引（なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取り扱うものとします（以下同じ。））、わが国の取引所における通貨にかかる先物取引ならびに外国の取引所における通貨にかかる先物取引および先物オプション取引、ならびにわが国の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすること。
 5. 信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取り金利または異なった受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすること。

6. 信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすること。
7. 信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債につき一定の範囲内で貸付の指図をすること。
8. 信託財産の効率的な運用に資するため、ならびに信託財産に属する外貨建資産の額とマザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額との合計額についての為替変動リスクを回避するため、外国為替の売買の予約取引を指図すること。

なお、委託会社は、信託財産の効率的な運用および運用の安定性を図るため、信託財産における特定の資産につき、公社債の借入れ、スワップ取引、金利先渡取引、為替先渡取引、為替予約取引、資金の借入れその他の取引により信託財産の負担する債務を担保するため、日本法または外国法に基づく担保権の設定（現金を預託して相殺権を与えることを含みます。）の指図をすることができ、また、これに伴い適用法上当該担保権の効力を発生させ、または対抗要件を具備するために必要となる契約の締結、登記、登録、引渡しその他一切の行為を行うことの指図をすることができます。

担保権の設定に要する費用は、受益者の負担とし、信託財産中より支弁します。

本書において、「金利先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日（以下「決済日」といいます。）における決済日から一定の期間を経過した日（以下「満期日」といいます。）までの期間に係る国内または海外において代表的利率として公表される預金契約または金銭の貸借契約に基づく債権の利率（以下「指標利率」といいます。）の数値を取り決め、その取り決めに係る数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額および当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

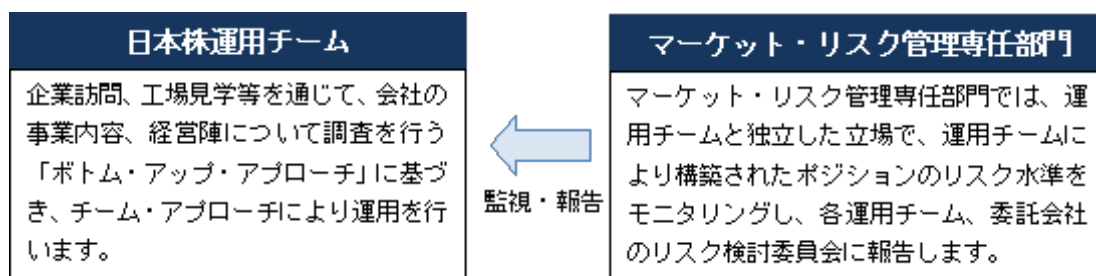
本書において、「為替先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ決済日から満期日までの期間に係る為替スワップ取引（同一の相手方との間で直物外国為替取引および当該直物外国為替取引と反対売買の関係に立つ先物外国為替取引を同時に約定する取引をいいます。以下同じ。）のスワップ幅（当該直物外国為替取引に係る外国為替相場と当該先物外国為替取引に係る外国為替相場との差を示す数値をいいます。以下同じ。）を取り決め、その取り決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭またはその取り決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた金額とあらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行った先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金に係る決済日から満期日までの利息とを合算した額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

（３）【運用体制】

a. 組織

本ファンドの運用は、委託会社の日本株運用チームが主に担当します。G S A Mシンガポールは、運用の権限の委託を受けて、主に日本株式の売買執行を行います。

また、運用チームとは独立したマーケット・リスク管理専任部門がファンドのリスク管理を行います。



（注１） リスク管理とは、ベンチマークの収益率とファンドの収益率とのかい離の散らばり具合を、一定の範囲に留めることを目指すことです。かい離幅がかかる一定の範囲に収まることを保証するものではなく、また、必ずしもリスクの低減を目的とするものではありません。

（注２） 上記運用体制およびリスク管理体制は、将来変更される場合があります。

チーム・アプローチを採る日本株運用チーム

ゴールドマン・サックスはチームによる運用を行っています。チーム・アプローチによって、長期的に一貫性のある運用を行います。それぞれのポートフォリオ・マネジャーの専門分野の知識と経験を集約し、銘柄選定に生かすことで一貫した投資判断を目指します。

特定のポートフォリオ・マネジャーの判断・異動等に左右されることのない安定した運用体制で臨み、投資家の皆様の大切な資産を長期にわたってお預かりいたします。

b. 運用体制に関する社内規則等

ファンドの運用に関する社内規則として、ポートフォリオ・マネジャーが遵守すべき服務規程のほか、有価証券などの売買執行基準およびその遵守手続きなどに関して取扱い基準を設けることにより、法令遵守の徹底を図るとともに、利益相反となる取引、インサイダー取引等を防止し、かつ売買執行においては最良執行に努めています。

c. 内部管理体制

委託会社は、リスク検討委員会を設置しています。リスク検討委員会は、法務部、コンプライアンス部を含む各部署の代表から構成されており、マーケット・リスク管理専任部門からの報告事項に対して、必要な報告聴取、調査、検討、決定等を月次で行います。

（４）【分配方針】

年１回決算を行い、毎計算期末（毎年12月27日。ただし、休業日の場合は翌営業日。）に原則として以下の方針に基づき収益分配を行います。ただし、基準価額水準や市場動向等によっては分配を行わないこともあります。また、基準価額が当初元本（１万円＝１万円）を下回る場合においても分配を行うことがあります。将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

分配対象額は、経費控除後の利子・配当収入および売買損益（評価損益も含みます。）等の範囲内とします。

分配金額は、委託会社が基準価額水準、市場動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象収益が少額の場合には分配を行わないこともあります。

収益分配にあてず信託財産内に留保した利益については、運用の基本方針に基づき運用を行います。

本ファンドは自動けいぞく投資専用ファンドです。

収益分配金は、税金を差し引いた後各計算期間終了日の基準価額により無手数料で全額自動的に再投資されます。なお、確定拠出年金にかかる運用の場合には、適用される税制にしたがい再投資が行われます。

収益分配金の受取りをご希望の方は、販売会社によっては再投資を中止することを申し出ることができます。詳しくは販売会社までお問い合わせください。

（５）【投資制限】

本ファンドは、以下の投資制限に従います。

（a）信託約款の「運用の基本方針」に定める投資制限

- １．株式への実質投資割合には制限を設けません。
- ２．新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以内とします。
- ３．有価証券先物取引等の運用指図等については、約款第26条をご覧ください。
- ４．スワップ取引の運用指図等については、約款第27条をご覧ください。
- ５．同一銘柄の株式への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- ６．同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。
- ７．同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- ８．外貨建資産への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の30%以内とします。
- ９．株式以外の資産（マザーファンドの信託財産に属する株式以外の資産のうち、この投資信託の信託財産に属するとみなした部分を含みます。）への投資は、原則として信託財産総額の50%以下とします。

「実質投資割合」とは、投資対象である有価証券等につき、取得時において本ファンドの信託財産に属する当該有価証券等の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該有価証券等のうち本ファンドの信託財産に属するとみなした額との合計額の本ファンドの信託財産の純資産総額に対する割合をいいます。

（b）信託約款上のその他の投資制限**１．投資する株式等の範囲（信託約款第21条）**

委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

上記にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては委託会社が投資することを指図することができます。

２．他のファンドへの投資（信託約款第19条第4項）

委託会社は、信託財産に属する投資信託証券（マザーファンドの受益証券を除きます。）の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する投資信託証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

上記において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める投資信託証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

３．信用取引の指図範囲（信託約款第23条）

信用取引により株券を売り付けることの指図は、当該売付けにかかる建玉の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内である場合においてできるものとします。

信託財産の一部解約等の事由により上記の売付けにかかる建玉の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。

４．公社債の空売りの指図範囲（信託約款第24条）

信託財産に属さない公社債を売付けことの指図は、当該売付けにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内である場合においてできるものとします。

信託財産の一部解約等の事由により、上記の売付けにかかる公社債の時価の総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。

５．公社債の借入れ（信託約款第25条）

公社債の借入れの指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内である場合においてできるものとします。

信託財産の一部解約等の事由により、上記の借入れにかかる公社債の時価の総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を決済するための指図をするものとします。

上記の借入れにかかる品借料は信託財産中から支弁します。

6. スワップ取引の運用指図（信託約款第27条）

スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として本ファンドの信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

7. 金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図（信託約款第28条）

金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として本ファンドの信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

委託会社は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

8. 有価証券の貸付の指図および範囲（信託約款第29条）

株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、本ファンドの信託財産で保有する株式の時価の50%を超えないものとします。

公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、本ファンドの信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。

上記の限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

委託会社は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

9. 特別の場合の外貨建有価証券への投資制限（信託約款第31条）

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

10. 外国為替予約の指図および範囲（信託約款第32条）

外国為替の売買の予約取引の指図は、信託財産にかかる為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額およびマザーファンドの信託財産にかかる為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額のうち信託財産に属するとみなした額につき円換算した額が、当該信託財産の額とマザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額との合計額の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産の額とマザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額との合計額の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。

上記の限度額を超えることとなった場合には、委託会社は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

上記において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

11. 外貨建資産への投資制限（信託約款第30条）

委託会社は、本ファンドの信託財産に属する外貨建資産の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、本ファンドの信託財産の純資産総額の100分の30を超えることとなる投資の指図をしません。

上記において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

12. 資金の借入れ（信託約款第40条）

委託会社は、本ファンドの信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性を図るため、当該信託財産において一部解約金の支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができ、また法令上可能な限度において融資枠の設定を受けることを指図することができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

資金借入額は、次の各号に掲げる要件を満たす範囲内の額とします。

（ ）一部解約金の支払資金の手当のために行った有価証券等の売却等による受取りの確定している資金の額の範囲内。

（ ）一部解約金支払日の前営業日において確定した当該支払日における支払資金の不足額の範囲内。

（ ）借入れ指図を行う日における本ファンドの信託財産の純資産総額の10%以内。

借入期間は、有価証券等の売却代金等の入金日までに限るものとします。

ただし、収益分配金の再投資にかかる借入期間は本ファンドの信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

借入金の利息および融資枠の設定に要する費用は本ファンドの信託財産中より支弁します。

(c) その他の法令上の投資制限

委託会社は、運用財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的方法により算出した額が当該運用財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引（新株予約権証券又はオプションを表示する証券若しくは証書に係る取引及び選択権付債券売買を含みます。）を行い、又は継続することを内容とした運用を行うことを受託銀行に指示することはできません（金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第1項第8号）。

3【投資リスク】

(1) 投資リスク

本ファンドへの投資には、一定のリスクを伴います。本ファンドの購入申込者は、以下に掲げる本ファンドに関するリスクおよび留意点を十分にご検討いただく必要があります。なお、以下に記載するリスクおよび留意点は、本ファンドに関わるすべてのリスクおよび留意点を完全に網羅しないことにつき、ご注意ください。

(a) 元本変動リスク

投資信託は預貯金と異なります。本ファンドは、値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額が変動します。したがって、ご投資家の皆さまの投資元金は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元金が割り込むことがあります。信託財産に生じた損益はすべてご投資家の皆さまに帰属します。主なリスクとして以下のものがあげられます。

1．株式投資リスク（価格変動リスク・信用リスク）

本ファンドは、日本の株式を主要な投資対象としますので、本ファンドへの投資には、株式投資にかかる価格変動等の様々なリスクが伴うことになります。一般には株価は、個々の企業の活動や一般的な市場・経済の状況に応じて変動します。したがって、本ファンドに組入れられる株式の価格は短期的または長期的に下落していく可能性があります。現時点において価格が上昇傾向であっても、その傾向が今後も継続する保証はありません。また、発行企業が経営不安、倒産等に陥った場合には、投資資金が回収できなくなることもあります。

2．株式の流動性リスク

本ファンドの投資対象には、小型株式など時価総額が小さく、流動性の低い株式も含まれております。このような株式への投資は、ボラティリティ（価格変動率）が比較的高く、また流動性の高い株式に比べ、市況によっては大幅な安値での売却を余儀なくされる可能性があることから、大きなリスクを伴います。

3．取引先に関するリスク

有価証券の貸付、先物取引、余資運用等において、相手先の決済不履行リスクや信用リスクが伴います。

(b) ベンチマークに関わる留意点

本ファンドはTOPIX（東証株価指数）を運用上のベンチマークとして運用を行い、これを上回るパフォーマンスを目指しますが、実際のパフォーマンスは、ベンチマークを下回ることがあります。また、ベンチマークとするインデックスが下落する局面においては、一般に、ファンドの基準価額も下落する傾向があります。

(c) 解約申込みに伴う基準価額の下落に関わる留意点

短期間に相当金額の解約申込みがあった場合には、解約資金を手当てするため組入有価証券を市場実勢より大幅に安い価格で売却せざるを得ないことがあります。この場合、基準価額が下落する要因となります。また、解約資金を手当てするため、資金借入れの指図を行った場合、当該借入金の利息は信託財産から支払われます。

(d) 資産規模に関わる留意点

本ファンドの資産規模によっては、本書で説明するような投資が効率的にできない場合があります。その場合には、適切な資産規模の場合と比較して収益性が劣る可能性があります。

(e) ファミリーファンド方式に関わる留意点

本ファンドは、ファミリーファンド方式で運用を行います。そのため、本ファンドが投資対象とするマザーファンドを投資対象とする他のベビーファンドに追加設定・解約等に伴う資金変動等があり、その結果、マザーファンドにおいて売買等が生じた場合等には、本ファンドの基準価額に影響が及ぶ可能性があります。

(f) 本ファンドの名称についての留意点

本ファンドは、委託会社が設定している証券投資信託「GS・日本株ファンド（愛称 牛若丸）」とは、運用方針は同じですが、別個のファンドであり、ファンドの規模、設定のタイミング等が違いますので、組入銘柄等はある程度似ているものの同一ではありません。したがって、運用実績にある程度の違いがあり得ます。

(g) 繰上償還に関わる留意点

委託会社は、受益権の総口数が30億口を下回ることとなった場合等には、受託銀行と協議のうえ、必要な手続を経て、この信託を終了させることができます。また、信託契約を解約することが受益者のために有利であると認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託銀行と合意のうえ、必要な手続を経て、信託契約を解約し、信託を終了させることができます。繰上償還された場合には、申込手数料は返還されません。

(h) 法令・税制・会計等の変更可能性に関わる留意点

法令・税制・会計等は変更される可能性があります。

(i) その他の留意点

収益分配金・一部解約金・償還金の支払いはすべて販売会社を通じて行われます。それぞれの場合においてその金額が販売会社に対して支払われた後は、委託会社は受益者への支払いについての責任を負いません。

委託会社は、販売会社とは別法人であり、委託会社は設定・運用について、販売会社は販売（お買付代金の預り等を含みます。）について、それぞれ責任を有し、互いに他について責任を有しません。

(2) 投資リスクに対する管理体制

運用チームとは独立したマーケット・リスク管理専任部門がファンドのリスク管理を行います。マーケット・リスク管理専任部門では、運用チームと独立した立場で、運用チームにより構築されたポジションのリスク水準をモニタリングし、各運用チーム、委託会社のリスク検討委員会に報告します。

リスク検討委員会は、法務部、コンプライアンス部を含む各部署の代表から構成されており、マーケット・リスク管理専任部門からの報告事項に対して、必要な報告聴取、調査、検討、決定等を月次で行います。

（注１） リスク管理とは、ベンチマークの収益率とファンドの収益率とのかい離の散らばり具合を、一定の範囲に留めることを目指すことです。かい離幅がかかる一定の範囲に収まることを保証するものではなく、また、必ずしもリスクの低減を目的とするものではありません。

（注２） 上記リスク管理体制は、将来変更される場合があります。

4【手数料等及び税金】

（１）【申込手数料】

- (a) 3.15%（税抜3%）を上限として販売会社がそれぞれ定める申込手数料率を取得申込日の基準価額に乗じて得た額が申込手数料となります。

消費税率が8%になった場合は、上限3.24%（税抜3%）となります。

詳しくは販売会社または下記の照会先までお問い合わせください。申込手数料は、お申込時にご負担いただきます。

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社

電話：03（6437）6000（受付時間：営業日の午前9時から午後5時まで）

ホームページ・アドレス：www.gsam.co.jp

- (b) 自動けいぞく投資契約に基づいて収益分配金を再投資する場合には、取得する口数について申込手数料はかかりません。
- (c) 上記の規定にかかわらず、販売会社は、事前に委託会社に対して書面で通知し委託会社がこれを書面により承諾したときは、確定拠出年金法に基づく運用として受益権の取得申込みが行われる場合につき、(a)に規定する手数料率以外の料率（ただし、(a)に規定する料率の範囲内とします。）を定めることができるものとします。

（２）【換金（解約）手数料】

換金（解約）請求には手数料はかかりません。

（３）【信託報酬等】

以下の支払先が行う本ファンドに関する業務の対価として本ファンドから支払われる信託報酬は、本ファンドの信託財産の計算期間を通じて毎日、本ファンドの信託財産の純資産総額に年率1.68%（税抜1.6%）を乗じて得た額とします。委託会社、受託銀行および販売会社間の分配については以下のとおりとします。なお、販売会社の間における分配については販売会社の取扱いに係る純資産総額に応じて決められます。

消費税率が8%となった場合は、年率1.728%（税抜1.6%）となります。なお、下記の分配についても相応分上がります。

支 払 先	信託報酬
委託会社	年率0.840%（税抜0.8%）
販売会社	年率0.735%（税抜0.7%）
受託銀行	年率0.105%（税抜0.1%）

なお、委託会社の報酬には、GSAMシンガポールへの投資顧問報酬が含まれます。投資顧問報酬の信託財産からの直接的な支払いは行いません。

信託報酬は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末、または信託終了のとき信託財産中から支払われます。委託会社および販売会社の報酬は本ファンドから委託会社に対して支払われ、販売会社の報酬は委託会社より販売会社に対して支払われます。受託銀行の報酬は本ファンドから受託銀行に対して支払われます。

（４）【その他の手数料等】

本ファンドから支払われる費用には以下のものがあります（ただし、これらに限定されるものではありません。）。

- (a) 株式等の売買委託手数料、先物取引やオプション取引等に要する費用
- (b) 外貨建資産の保管費用
- (c) 借入金の利息、受託銀行等の立替えた立替金の利息
- (d) 信託財産に関する租税
- (e) その他信託事務の処理等に要する諸費用（監査費用、法律顧問・税務顧問への報酬、印刷費用、郵送費用、公告費用、格付費用等を含みます。また、マザーファンドに関連して生じた諸費用のうちマザーファンドにおいて負担せずかつ委託会社の合理的判断により本ファンドに関連して生じたと認めるものを含みます。）

上記(a)から(d)記載の費用・税金については、ファンドより実費として間接的にご負担いただきますが、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することができません。また、委託会社は、上記(e)記載の諸費用の支払いを信託財産のために行い、その金額をあらかじめ合理的に見積もったうえで、信託財産の純資産総額の年率0.05%相当額を、かかる諸費用の合計額とみなして、本ファンドより受領します。ただし、委託会社は、

信託財産の規模等を考慮して、信託の設定時または期中に、随時かかる諸費用の年率を見直し、0.05%を上限としてこれを変更することができます。

上記(e)記載の諸費用の額は、本ファンドの計算期間を通じて毎日、前営業日の信託財産の純資産総額に応じて計上されます。かかる諸費用は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき、信託財産から委託会社に対して支払われます。

（５）【課税上の取扱い】

収益分配時・換金時・償還時に受益者が負担する税金は本書提出日現在、以下のとおりです。ただし、税法が改正された場合には、下記の内容が変更になることがあります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

個人の受益者の場合^{*1}

時期	項目	税金
収益分配時	所得税および地方税	普通分配金 × 20.315% ^{*2}
換金時 (解約請求による場合)	所得税および地方税	譲渡益 × 20.315% ^{*2}
償還時	所得税および地方税	譲渡益 × 20.315% ^{*2}

*1 法人の受益者の場合については、後記「収益分配金の課税について」「換金時および償還時の課税について」をご覧ください。

*2 詳しくは、後記「収益分配金の課税について」「換金時および償還時の課税について」をご覧ください。

上記のほか、申込手数料に対する消費税等相当額をご負担いただきます。

元本払戻金（特別分配金）は投資元本の一部払戻しとみなされ、非課税扱いとなります。

なお、外国での組入有価証券の取引には、当該外国において税金または費用が課せられることがあります。また、信託報酬および売買委託手数料その他信託財産から支払われる費用等について消費税等が課せられる場合には、当該消費税等相当額は信託財産により負担されます。

また、確定拠出年金の加入者に対しては、確定拠出年金の積立金の運用にかかる税制が適用されます。

本ファンドは、課税上、株式投資信託として取扱われます。公募株式投資信託は、少額投資非課税制度（NISA）の適用対象です。

少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」をご利用の場合

少額投資非課税制度（NISA）をご利用の場合、毎年、年間100万円の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が5年間非課税となります。ご利用になれるのは、満20歳以上の方で、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

< 個別元本について >

個別元本とは、追加型株式投資信託について、受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等相当額は含まれません。）をいい、税法上の元本（個別元本）にあたります。なお、個別元本方式への移行時にすでに受益権を保有していた場合、2000年3月31日の平均信託金が当該受益権に係る個別元本となります。

受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。

ただし、同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合については販売会社毎に、個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドを取得する場合は当該支店等毎に、個別元本の算出が行われる場合があります。

受益者が元本払戻金（特別分配金）を受取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。（「元本払戻金（特別分配金）」については、下記の< 収益分配金の課税について >をご覧ください。）

< 収益分配金の課税について >

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。

受益者が収益分配金を受取る際、当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。

なお、受益者が元本払戻金（特別分配金）を受取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

個人の受益者に対する課税

個人の受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、原則として20%（所得税15%、地方税5%）の税率による源泉分離課税が行われ、確定申告は不要です。しかしながら、確定申告により、総合課税（配当控除の適用なし）または申告分離課税のいずれかを選択することもできます。

なお、以下の期間においては適用される税率が異なります。

・2014年1月1日以後2037年12月31日まで：20.315%（所得税15.315%、地方税5%）

所得税法上課税対象となるのは普通分配金のみであり、元本払戻金（特別分配金）は課税されません。収益分配金について上場株式等の配当等として確定申告を行う場合（申告分離課税を選択した場合に限ります。）、上場株式等の譲渡による損失（公募株式投資信託の買取差損・解約（償還）差損を含みます。）との損益通算が可能です。

法人の受益者に対する課税

法人の受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、原則として15%（所得税15%）の税率で源泉徴収され法人の受取額となります。

なお、以下の期間においては適用される税率が異なります。

・2014年1月1日以後2037年12月31日まで：15.315%（所得税15.315%）

所得税法上課税対象となるのは普通分配金のみであり、元本払戻金（特別分配金）は課税されません。なお、益金不算入制度は適用されません。

< 換金時および償還時の課税について >

個人の受益者に対する課税

換金時および償還時の譲渡益が課税対象となり、原則として20%（所得税15%、地方税5%）の税率による申告分離課税が適用されます。

なお、以下の期間においては適用される税率が異なります。

・2014年1月1日以後2037年12月31日まで：20.315%（所得税15.315%、地方税5%）

譲渡益が発生し課税される場合は、源泉徴収選択口座を用いなければ、源泉徴収は行われず、確定申告が必要となります。また、買取差損益および解約（償還）差損益を含めて上場株式等の譲渡損が発生した場合は、確定申告を行うことにより、上場株式等の配当等（申告分離課税を選択した場合に限ります。）との損益通算が可能です。

法人の受益者に対する課税

換金時および償還時の個別元本超過額については、原則として15%（所得税15%）の税率で源泉徴収され法人の受取額となります。

なお、以下の期間においては適用される税率が異なります。

・2014年1月1日以後2037年12月31日まで：15.315%（所得税15.315%）

5【運用状況】

(1)【投資状況】

(2013年12月30日現在)

資産の種類	国名	時価合計（円）	投資比率（％）
親投資信託受益証券	-	9,085,318,669	100.01
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	-	1,262,382	0.01
合計(純資産総額)	-	9,084,056,287	100.00

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

参考情報

<GS・日本株マザーファンド>

(2013年12月30日現在)

資産の種類	国名	時価合計（円）	投資比率（％）
株式	日本	18,231,814,300	97.65
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	-	439,003,294	2.35
合計(純資産総額)	-	18,670,817,594	100.00

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(2)【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

(2013年12月30日現在)

順位	国／地域	種類	銘柄名	数量 (口数)	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (％)
1	日本	親投資信託受益証券	GS・日本株マザーファンド	5,819,818,506	1.5491	9,015,480,848	1.5611	9,085,318,669	100.01

種類別及び業種別投資比率(2013年12月30日現在)

種類	投資比率（％）
親投資信託受益証券	100.01
合計	100.01

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

【投資不動産物件】

(2013年12月30日現在)

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

(2013年12月30日現在)

該当事項はありません。

参考情報

< G S ・日本株マザーファンド >

投資有価証券の主要銘柄

（2013年12月30日現在）

順位	国／地域	種類	銘柄名	業種	数量 （株式数）	帳簿価額 単価 （円）	帳簿価額 金額 （円）	評価額 単価 （円）	評価額 金額 （円）	投資 比率 （％）
1	日本	株式	トヨタ自動車	輸送用機器	169,300	6,390.00	1,081,827,000	6,420.00	1,086,906,000	5.82
2	日本	株式	みずほフィナンシャルグループ	銀行業	2,580,100	221.00	570,202,100	228.00	588,262,800	3.15
3	日本	株式	三井住友フィナンシャルグループ	銀行業	99,500	5,410.00	538,295,000	5,420.00	539,290,000	2.89
4	日本	株式	三菱UFJフィナンシャル・グループ	銀行業	668,100	677.00	452,303,700	694.00	463,661,400	2.48
5	日本	株式	デンソー	輸送用機器	75,700	5,510.00	417,107,000	5,550.00	420,135,000	2.25
6	日本	株式	ソフトバンク	情報・通信業	44,500	9,220.00	410,290,000	9,200.00	409,400,000	2.19
7	日本	株式	パナソニック	電気機器	297,200	1,215.00	361,098,000	1,224.00	363,772,800	1.95
8	日本	株式	東急不動産ホールディングス	不動産業	364,100	986.00	359,002,600	990.00	360,459,000	1.93
9	日本	株式	三菱地所	不動産業	114,000	3,085.00	351,690,000	3,145.00	358,530,000	1.92
10	日本	株式	三井物産	卸売業	229,100	1,431.00	327,842,100	1,465.00	335,631,500	1.80
11	日本	株式	東京海上ホールディングス	保険業	94,300	3,510.00	330,993,000	3,515.00	331,464,500	1.78
12	日本	株式	本田技研工業	輸送用機器	75,800	4,300.00	325,940,000	4,330.00	328,214,000	1.76
13	日本	株式	ミネベア	電気機器	416,000	768.00	319,488,000	769.00	319,904,000	1.71
14	日本	株式	S M C	機械	11,800	26,510.00	312,818,000	26,500.00	312,700,000	1.67

15	日本	株式	野村ホールディングス	証券、商品先物取引業	377,700	808.00	305,181,600	809.00	305,559,300	1.64
16	日本	株式	日立製作所	電気機器	380,000	790.00	300,200,000	796.00	302,480,000	1.62
17	日本	株式	日本電産	電気機器	28,500	10,290.00	293,265,000	10,300.00	293,550,000	1.57
18	日本	株式	アスクアル	小売業	91,200	3,210.00	292,752,000	3,085.00	281,352,000	1.51
19	日本	株式	新日鐵住金	鉄鋼	745,000	352.00	262,240,000	352.00	262,240,000	1.40
20	日本	株式	大林組	建設業	426,000	590.00	251,340,000	599.00	255,174,000	1.37
21	日本	株式	日本電信電話	情報・通信業	44,100	5,530.00	243,873,000	5,660.00	249,606,000	1.34
22	日本	株式	サッポロホールディングス	食料品	557,000	439.00	244,523,000	442.00	246,194,000	1.32
23	日本	株式	三井不動産	不動産業	65,000	3,710.00	241,150,000	3,785.00	246,025,000	1.32
24	日本	株式	日立テクノロジーズ	卸売業	90,400	2,674.00	241,729,600	2,641.00	238,746,400	1.28
25	日本	株式	サイバーエージェント	サービス業	55,600	4,345.00	241,582,000	4,280.00	237,968,000	1.27
26	日本	株式	KDDI	情報・通信業	36,700	6,440.00	236,348,000	6,470.00	237,449,000	1.27
27	日本	株式	ヤフー	情報・通信業	393,200	583.00	229,235,600	585.00	230,022,000	1.23
28	日本	株式	アルプス電気	電気機器	185,400	1,192.00	220,996,800	1,195.00	221,553,000	1.19
29	日本	株式	荏原製作所	機械	323,000	675.00	218,025,000	676.00	218,348,000	1.17
30	日本	株式	日立金属	鉄鋼	144,000	1,451.00	208,944,000	1,486.00	213,984,000	1.15

種類別及び業種別投資比率（2013年12月30日現在）

国内 / 外国	業種	投資比率（％）
国内	建設業	2.35
	食料品	2.07
	化学	2.53
	医薬品	2.42
	石油・石炭製品	0.92
	ゴム製品	0.83
	ガラス・土石製品	0.51
	鉄鋼	2.55
	非鉄金属	1.32
	金属製品	1.18
	機械	8.42
	電気機器	9.60
	輸送用機器	11.63
	精密機器	1.04
	その他製品	1.16
	電気・ガス業	0.79
	陸運業	3.01
	海運業	0.65
	情報・通信業	8.63
	卸売業	5.08
	小売業	4.02
	銀行業	9.35
	証券、商品先物取引業	2.68
	保険業	2.19
	その他金融業	2.71
	不動産業	5.69
	サービス業	4.32
合計		97.65

（注） 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

投資不動産物件

（2013年12月30日現在）

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

（2013年12月30日現在）

該当事項はありません。

（３）【運用実績】

【純資産の推移】

2013年12月30日及び同日前１年以内における各月末ならびに下記計算期末の純資産の推移は次の通りです。

期	年月日	純資産総額 (百万円) (分配落)	純資産総額 (百万円) (分配付)	１口当たり純 資産額(円) (分配落)	１口当たり純 資産額(円) (分配付)
第６期	(2004年12月27日)	32,932	32,932	0.9192	0.9192
第７期	(2005年12月27日)	31,671	31,950	1.3590	1.3710
第８期	(2006年12月27日)	25,108	25,350	1.3468	1.3598
第９期	(2007年12月27日)	18,001	18,243	1.1878	1.2038
第10期	(2008年12月29日)	9,765	9,765	0.6836	0.6836
第11期	(2009年12月28日)	10,448	10,448	0.7602	0.7602
第12期	(2010年12月27日)	9,931	9,931	0.7737	0.7737
第13期	(2011年12月27日)	6,961	6,961	0.5994	0.5994
第14期	(2012年12月27日)	7,300	7,300	0.7474	0.7474
第15期	(2013年12月27日)	9,019	9,019	1.1745	1.1745
	2012年12月末日	7,352	-	0.7532	-
	2013年１月末日	7,976	-	0.8228	-
	2013年２月末日	8,116	-	0.8482	-
	2013年３月末日	8,542	-	0.9053	-
	2013年４月末日	9,623	-	1.0432	-
	2013年５月末日	9,161	-	1.0124	-
	2013年６月末日	9,091	-	1.0162	-
	2013年７月末日	8,918	-	1.0189	-
	2013年８月末日	8,636	-	0.9956	-
	2013年９月末日	9,195	-	1.0782	-
	2013年10月末日	9,102	-	1.0818	-
	2013年11月末日	9,233	-	1.1386	-
	2013年12月末日	9,084	-	1.1834	-

（注） 表中の末日とはその月の最終営業日を指します。

【分配の推移】

期	計算期間	1口当たりの分配金（円）
第6期	自 2003年12月30日 至 2004年12月27日	0.0000
第7期	自 2004年12月28日 至 2005年12月27日	0.0120
第8期	自 2005年12月28日 至 2006年12月27日	0.0130
第9期	自 2006年12月28日 至 2007年12月27日	0.0160
第10期	自 2007年12月28日 至 2008年12月29日	0.0000
第11期	自 2008年12月30日 至 2009年12月28日	0.0000
第12期	自 2009年12月29日 至 2010年12月27日	0.0000
第13期	自 2010年12月28日 至 2011年12月27日	0.0000
第14期	自 2011年12月28日 至 2012年12月27日	0.0000
第15期	自 2012年12月28日 至 2013年12月27日	0.0000

【収益率の推移】

期	計算期間	収益率（％）
第6期	自 2003年12月30日 至 2004年12月27日	6.0
第7期	自 2004年12月28日 至 2005年12月27日	49.2
第8期	自 2005年12月28日 至 2006年12月27日	0.1
第9期	自 2006年12月28日 至 2007年12月27日	10.6
第10期	自 2007年12月28日 至 2008年12月29日	42.4
第11期	自 2008年12月30日 至 2009年12月28日	11.2
第12期	自 2009年12月29日 至 2010年12月27日	1.8
第13期	自 2010年12月28日 至 2011年12月27日	22.5
第14期	自 2011年12月28日 至 2012年12月27日	24.7
第15期	自 2012年12月28日 至 2013年12月27日	57.1

（４）【設定及び解約の実績】

下記計算期間中の設定及び解約の実績ならびに当該計算期末の発行済み口数は次の通りです。

期	計算期間	設定口数（口）	解約口数（口）	発行済み口数（口）
第６期	自 2003年12月30日 至 2004年12月27日	1,101,394,319 (0)	4,760,313,633 (0)	35,825,335,813 (0)
第７期	自 2004年12月28日 至 2005年12月27日	2,384,276,012 (0)	14,904,111,983 (0)	23,305,499,842 (0)
第８期	自 2005年12月28日 至 2006年12月27日	2,609,268,475 (0)	7,272,299,834 (0)	18,642,468,483 (0)
第９期	自 2006年12月28日 至 2007年12月27日	1,087,371,431 (0)	4,574,428,884 (0)	15,155,411,030 (0)
第10期	自 2007年12月28日 至 2008年12月29日	795,963,026 (0)	1,665,755,430 (0)	14,285,618,626 (0)
第11期	自 2008年12月30日 至 2009年12月28日	432,849,967 (0)	974,811,330 (0)	13,743,657,263 (0)
第12期	自 2009年12月29日 至 2010年12月27日	327,265,397 (0)	1,235,501,184 (0)	12,835,421,476 (0)
第13期	自 2010年12月28日 至 2011年12月27日	302,120,877 (0)	1,523,505,471 (0)	11,614,036,882 (0)
第14期	自 2011年12月28日 至 2012年12月27日	282,917,991 (0)	2,130,007,142 (0)	9,766,947,731 (0)
第15期	自 2012年12月28日 至 2013年12月27日	286,444,689 (0)	2,373,509,010 (0)	7,679,883,410 (0)

（注）（ ）内の数字は本邦外における設定、解約及び発行済み口数です。

[次へ](#)

（参考）運用実績

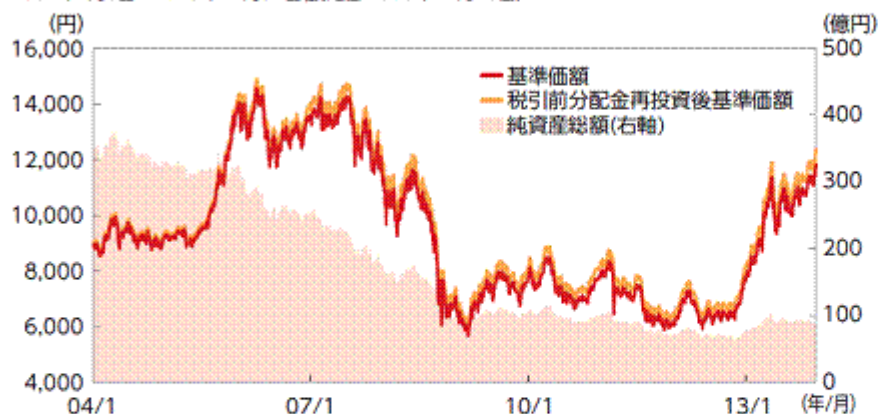
最新の運用実績は委託会社のホームページまたは販売会社でご確認いただけます。

下記は過去の実績であり、将来の成果を保証するものではありません。

2013年12月30日現在

基準価額・純資産の推移

2004年1月5日～2013年12月30日(設定日:1998年12月28日)



基準価額・純資産総額

基準価額	11,834円
純資産総額	90.8億円

期間別騰落率
(税引前分配金再投資)

期間	ファンド
1ヵ月	3.93%
3ヵ月	9.76%
6ヵ月	16.45%
1年	57.12%
3年	53.77%
5年	72.13%
設定来	23.86%

●税引前分配金再投資後基準価額および期間別騰落率(税引前分配金再投資)とは、本ファンドの決算時に収益の分配があった場合に、その分配金(税引前)で本ファンドを購入(再投資)した場合の基準価額および騰落率です。

分配の推移(1万口当たり、税引前)

決算日	09/12/28	10/12/27	11/12/27	12/12/27	13/12/27	設定来累計
分配金	0円	0円	0円	0円	0円	590円

●運用状況によっては、分配金の金額が変わる場合、あるいは分配金が支払われない場合があります。

主要な資産の状況

組入上位銘柄

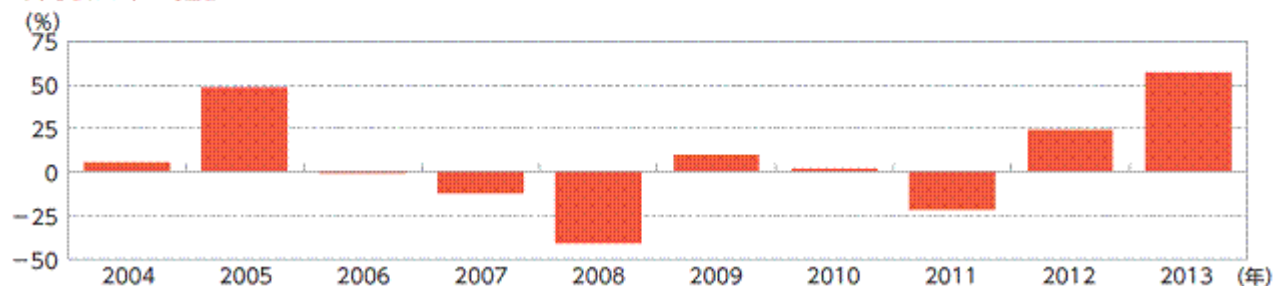
	銘柄名	市場	業種	比率
1	トヨタ自動車	東証1部	輸送用機器	5.8%
2	みずほフィナンシャルグループ	東証1部	銀行業	3.2%
3	三井住友フィナンシャルグループ	東証1部	銀行業	2.9%
4	三菱UFJフィナンシャル・グループ	東証1部	銀行業	2.5%
5	デンソー	東証1部	輸送用機器	2.3%
6	ソフトバンク	東証1部	情報・通信業	2.2%
7	パナソニック	東証1部	電気機器	1.9%
8	東急不動産ホールディングス	東証1部	不動産業	1.9%
9	三菱地所	東証1部	不動産業	1.9%
10	三井物産	東証1部	卸売業	1.8%

ポートフォリオ構成*

市場	比率
株式現物	97.6%
東証1部	93.4%
東証2部	2.6%
ジャスダック	1.7%
その他	0.0%
株式先物	0.0%
実質組入	97.6%
現金等	2.4%

*マザーファンドにおける組入比率です。株式および先物への投資はマザーファンドを通じて行っております。

年間収益率の推移



●本ファンドの収益率は、分配金(税引前)を再投資したものととして算出しています。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

- (1) 受益権の取得申込者は、販売会社において取引口座を開設のうえ、お買付のお申込みを行うものとします。お買付のお申込みは、販売会社所定の方法により、毎営業日受付けます。毎営業日の午後3時^{*}までに、お買付のお申込みが行われかつ当該お申込みの受付に係る販売会社所定の事務手続が完了したものを当日の申込分とします。当日の受付終了後のお申込みについては、翌営業日のお取扱いとします。

^{*} 販売会社によっては午後3時より前に受付を締め切ることがありますので、販売会社にご確認ください。

- (2) お買付に際して、本ファンドに係る「自動けいぞく投資契約」（販売会社によっては名称が異なる場合もございます。）を販売会社との間で結んでいただきます。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。ただし、販売会社によっては、自動けいぞく投資契約を結んだ場合であっても、収益分配金の受取りをご希望の方は、再投資を中止することを申出することができます。また、確定拠出年金を通じてお買付のお申込みを行う場合は、当該定めに従うものとします。

- (3) お買付価額は、取得申込日の基準価額です。また、お申込みには原則として申込手数料および当該申込手数料に係る消費税等相当額がかかります。自動けいぞく投資契約に基づいて収益分配金を再投資する場合は、各計算期間終了日の基準価額とします。最新の基準価額は販売会社または下記の照会先で入手可能です。

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社

電話 : 03 (6437) 6000 (受付時間: 営業日の午前9時から午後5時まで)

ホームページ・アドレス: www.gsam.co.jp

また、原則として、日本経済新聞（朝刊）の「オープン基準価格」欄に、基準価額が掲載されます（略称：牛若自動）。

- (4) お買付単位は、1円以上1円単位とします。ただし、販売会社によっては最低買付単位が異なる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。自動けいぞく投資契約に基づいて収益分配金を再投資する場合は、1口の整数倍をもって取得のお申込みに応じます。

- (5) お買付代金はお申込みの販売会社にお支払いください。お買付代金のお支払日は販売会社によって異なります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

- (6) 金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情（コンピューターの誤作動等により決済が不能となった場合、基準価額の計算が不能となった場合、計算された基準価額の正確性に合理的な疑いが生じた場合等を含みます。）があると委託会社が判断したときは、販売会社は、受益権の取得申込みの受付を中止することおよびすでに受付けた取得申込みを取消することができます。

2【換金（解約）手続等】

- (1) ご換金（解約）のお申込みは、毎営業日受付けます。毎営業日の午後3時^{*}までに、ご換金のお申込みが行われかつ当該お申込みの受付にかかる販売会社所定の事務手続が完了したものを当日の申込分とします。当日の受付終了後のお申込みについては、翌営業日のお取扱いとします。ご換金場所は販売会社の本・支店、営業所です。

^{*} 販売会社によっては午後3時より前に受付を締め切ることがありますので、販売会社にご確認ください。

- (2) 受益者は、1口単位をもって一部解約の実行を請求することができます。なお、販売会社によっては換金単位が異なる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

- (3) ご換金の価額は、一部解約の実行の請求日の基準価額となります。手取額は、基準価額から換金にかかる税金を差引いた金額となります。

詳しくは、「第二部 第1ファンドの状況 4 手数料等及び税金 (5)課税上の取扱い」をご覧ください。

- (4) 本ファンドの基準価額は毎営業日算出されます。最新の基準価額は販売会社または下記の照会先で入手可能です。

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社

電話 : 03 (6437) 6000 (受付時間: 営業日の午前9時から午後5時まで)

ホームページ・アドレス: www.gsam.co.jp

また、原則として、日本経済新聞（朝刊）の「オープン基準価格」欄に、基準価額が掲載されます（略称：牛若自動）。

- (5) ご換金の代金は、受益者による一部解約の実行の請求日から起算して、原則として4営業日目から販売会社を通じて受益者に支払われます。

- (6) 信託財産の資金管理を円滑に行うため、1顧客1日当たり1億円を超える大口のご換金は制限することがあります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

- (7) 委託会社および販売会社は、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情（コンピューターの誤作動等により決済が不能となった場合、基準価額の計算が不能となった場合、計算された基準価額の正確性に合理的な疑いが生じた場合等を含みます。）があるときは、上記の一部解約の実行の請求の受付を中止することおよびすでに受付けた一部解約の実行の請求を保留または取消することができます。この場合には、受益者は当該受付中止または保留以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約価額は、当該受付中止または保留を解除した後の最初の基準価額の計算日を一部解約の実行の請求日として上記に準じて計算された価額とします。
- (8) 信託約款の変更を行う場合においてその内容の変更が重大な場合に、後記「第2 管理及び運営 3 資産管理等の概要 (5) その他 b. 約款変更」に定める期間内に異議を述べた受益者は、投資信託法に定めるところにより、販売会社を通じ、受託銀行に対し、自己に帰属する受益権を本ファンドの信託財産をもって公正な価格で買取るべき旨を請求することができます。後記「第2 管理及び運営 3 資産管理等の概要 (5) その他 a. 信託の終了」に規定する信託契約の解約を行う場合において、所定の期間内に異議を述べた受益者についても同様です。

3【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

本ファンド1万口当たりの純資産総額（以下「基準価額」といいます。）は、本ファンドの信託財産の純資産総額をその時の受益権総口数で除して得た額の1万口当たりの額です。「信託財産の純資産総額」とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額をいいます。なお、外貨建資産の円換算については、原則としてわが国における当日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。予約為替の評価は、原則としてわが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

本ファンドの基準価額は毎営業日算出されます。最新の基準価額は販売会社または下記の照会先で入手可能です。

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社

電話：03(6437)6000（受付時間：営業日の午前9時から午後5時まで）

ホームページ・アドレス：www.gsam.co.jp

また、原則として、日本経済新聞（朝刊）の「オープン基準価格」欄に、基準価額が掲載されます（略称：牛若自動）。

委託会社は、年1回（12月）の決算時および信託終了時に期中の運用経過のほか信託財産の内容、有価証券売買状況などを記載した運用報告書を作成し、販売会社を通じてお渡しいたします。

委託会社が設定・運用を行うファンドについては、通常、月次で運用経過について記載したレポートが作成されています。最新のレポートは、販売会社または上記のホームページにおいて入手可能です。

(2)【保管】

該当事項はありません。

(3)【信託期間】

本ファンドの信託期間は1998年12月28日から開始し、期限はありません。ただし、下記「(5) その他 a. 信託の終了」の場合には、信託は終了します。

(4)【計算期間】

本ファンドの計算期間は毎年12月28日から翌年12月27日までとすることを原則とします。以上にかかわらず、この原則により各計算期間終了日に該当する日が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日以降の営業日で該当日に最も近い日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、信託期間の終了日までとします。

(5)【その他】

a. 信託の終了

(a) 受益権総口数の減少に伴う繰上償還

委託会社は、信託契約の一部を解約することにより、受益権総口数が30億口を下回ることとなった場合には、受託銀行と協議のうえ、あらかじめ監督官庁に届け出ることにより、信託契約を解約し、信託を終了させることができます。

委託会社は、かかる事項について、あらかじめ、これを公告し、かつ、知られたる受益者に対して書面を交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。繰上償還を行う場合は、下記(b)に定める受益者異議手続を準用します。

公告を行う場合は、日本経済新聞に掲載します。

(b) その他の事由による信託の終了

監督官庁より信託契約の解約の命令を受けたとき、委託会社の登録取消、解散、業務廃止のとき（ただし、監督官庁が信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、信託は下記b.に記載する受益者の異議により約款変更ができない場合を除き、当該投資信託委託会社と受託銀行との間において存続します。）、受託銀行が信託業務を営む銀行でなくなったとき（ただし他の信託銀行が受託者の業務を引き継ぐときを除きます。）、受託銀行の辞任または解任に際し新受託者を選任できないときには（新受託者の選任を行う場合は、下記b.に定める手続を準用します。）、委託会社は、あらかじめ監督官庁に届出のうえ、信託契約を解約し、信託を終了させます。なお、受託銀行は、委託会社の承諾を受けて受託者の任務を辞任することができます。また、受託銀行が、その任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託銀行の解任を請求することができます。

また、委託会社は、信託期間中において、信託契約を解約することが受益者のため有利と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託銀行と合意のうえ、信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。委託会社は、かかる事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面を信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。かかる公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は1ヵ月を下らないものとします。かかる一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるときは、信託契約の解約をしません。委託会社は、信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。以上は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、一定の期間が1ヵ月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。

公告を行う場合は、日本経済新聞に掲載します。

b. 約款変更

委託会社は、監督官庁の命令があったとき、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託銀行と合意のうえ、信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

委託会社は、変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。かかる公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は1ヵ月を下らないものとします。当該一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるときは、信託約款の変更をしません。

委託会社は、信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

公告を行う場合は、日本経済新聞に掲載します。

c. その他の契約の変更

(a) 募集・販売契約の変更

委託会社と販売会社との間の募集・販売契約は、当事者の別段の意思表示のない限り、1年ごとに自動的に更新されます。募集・販売契約は、当事者間の合意により変更することができます。その終了または変更は、必要に応じて運用報告書に記載する等の方法により受益者に対し通知を行う手配をしますが、必ずしもただちに受益者全員にこれを知らせるものではありません。

(b) 投資顧問契約

委託会社と投資顧問会社（GSAMシンガポール）との間の投資顧問契約には期限の定めがありません。投資顧問契約は、当事者間の合意により変更することができます。投資顧問会社が法律に違反した場合、信託約款の違反となる運用の指図に関する権限の行使をした場合、本ファンドに重大な損失を生ぜしめた場合、またはその他の理由により委託会社が必要と認める場合には、委託会社は、運用の指図に関する権限の委託を中止し、または本ファンドに関する投資顧問契約上のサービスの中止または変更を投資顧問会社に対して求めることができます。投資顧問契約の終了または変更は、その内容が重大なものについて、あらかじめ、これを公告し、かつ、知られたる受益者に対して書面を交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

公告を行う場合は、日本経済新聞に掲載します。

d. 反対者の買取請求権

上記a.に規定する信託契約の解約または上記b.に規定する信託約款の変更を行う場合において、上記a.または上記b.の一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、販売会社を通じ、受託銀行に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって公正な価額で買取るべき旨を請求することができます。

e. 委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い

委託会社は、投資信託委託会社の事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。委託会社は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

f. 信託業務の委託等

受託銀行は、委託会社と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託銀行の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

- ・委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
- ・委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
- ・委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行う体制が整備されていること
- ・内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること

受託銀行は、上記に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が上記に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。

上記にかかわらず、受託銀行は、次に掲げる業務（裁量性のないものに限ります。）を、受託銀行および委託会社が適当と認める者（受託銀行の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。

- ・信託財産の保存に係る業務
- ・信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
- ・委託会社のための指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務
- ・受託銀行が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

保管費用は、受益者の負担とし、信託財産中より支弁します。

g. 混蔵寄託

金融機関または証券会社（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者および外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいいます。以下本g.において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または証券会社が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または証券会社の名義で混蔵寄託できるものとします。

h. 信託財産の登記等および記載等の留保等

信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託銀行が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

上記ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託会社または受託銀行が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。

信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託銀行が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

i. 有価証券売却等の指図

委託会社は、信託財産に属するマザーファンドの受益証券にかかる信託契約の一部解約の請求および有価証券の売却等の指図ができます。

j. 再投資の指図

委託会社は、上記の一部解約の代金、有価証券の売却代金、有価証券にかかる償還金等、株式の清算分配金、有価証券等にかかる利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

4【受益者の権利等】

(1) 収益分配金の受領権に関する内容および権利行使の手続

受託銀行が委託会社の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金が販売会社に交付されます。この場合、販売会社は、自動けいぞく投資契約に基づき、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の取得の申込みに応じるものとします。当該取得申込みにより増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

(2) 償還金の受領権に関する内容および権利行使の手続

償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権総口数で除した額をいいます。以下同じ。）は、原則として信託終了日から起算して5営業日までに販売会社を通じて信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者への支払いを開始します。

受益者が、信託終了による償還金について支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託銀行から交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。

(3) 一部解約金の受領権に関する内容および権利行使の手続

一部解約金の受領権に関する内容および権利行使の手続については、前記「第2 管理及び運営 2 換金（解約）手続等」をご覧ください。

一部解約金は、受益者による一部解約の実行の請求日から起算して、原則として4営業日目から販売会社を通じて受益者に支払います。

(4) 収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託銀行の免責

受託銀行は、収益分配金については交付開始前までに、償還金については支払開始日までに、一部解約金については支払日までに、その全額を委託会社の指定する預金口座等に払い込みます。

受託銀行は、上記により委託会社の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

(5) 換金（解約）手続等

前記「第2 管理及び運営 2 換金（解約）手続等」をご覧ください。

第3【ファンドの経理状況】

- (1) 本ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づき作成しております。

なお、財務諸表に掲載している金額は、円単位で表示しております。

- (2) 本ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第15期計算期間（2012年12月28日から2013年12月27日まで）の財務諸表について、あらた監査法人による監査を受けております。

1【財務諸表】

【GS・日本株ファンド（自動けいぞく）】

（1）【貸借対照表】

（単位：円）

	第14期 (2012年12月27日現在)	第15期 (2013年12月27日現在)
資産の部		
流動資産		
親投資信託受益証券	7,358,495,295	9,097,607,660
未収入金	5,571,918	58,853,256
流動資産合計	7,364,067,213	9,156,460,916
資産合計	7,364,067,213	9,156,460,916
負債の部		
流動負債		
未払解約金	5,571,918	58,853,256
未払受託者報酬	3,600,237	4,811,210
未払委託者報酬	54,003,495	72,168,026
その他未払費用	853,887	701,251
流動負債合計	64,029,537	136,533,743
負債合計	64,029,537	136,533,743
純資産の部		
元本等		
元本	9,766,947,731	7,679,883,410
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	2,466,910,055	1,340,043,763
（分配準備積立金）	1,849,976,041	1,538,999,179
元本等合計	7,300,037,676	9,019,927,173
純資産合計	7,300,037,676	9,019,927,173
負債純資産合計	7,364,067,213	9,156,460,916

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第14期 自 2011年12月28日 至 2012年12月27日	第15期 自 2012年12月28日 至 2013年12月27日
営業収益		
有価証券売買等損益	1,662,380,932	4,046,952,092
営業収益合計	1,662,380,932	4,046,952,092
営業費用		
受託者報酬	7,492,064	9,331,574
委託者報酬	112,380,834	139,973,379
その他費用	1,820,233	1,209,883
営業費用合計	121,693,131	150,514,836
営業利益又は営業損失（ ）	1,540,687,801	3,896,437,256
経常利益又は経常損失（ ）	1,540,687,801	3,896,437,256
当期純利益又は当期純損失（ ）	1,540,687,801	3,896,437,256
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ）	108,108,140	678,549,436
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	4,652,853,057	2,466,910,055
剰余金増加額又は欠損金減少額	851,662,538	589,770,881
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	851,662,538	589,770,881
剰余金減少額又は欠損金増加額	98,299,197	704,883
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	98,299,197	704,883
分配金	-	-
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	2,466,910,055	1,340,043,763

（３）【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

区分	第14期 自 2011年12月28日 至 2012年12月27日	第15期 自 2012年12月28日 至 2013年12月27日
有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、親投資信託受益証券の基準価額で評価しております。	親投資信託受益証券 同左

（貸借対照表に関する注記）

区分	第14期 (2012年12月27日現在)	第15期 (2013年12月27日現在)
1. 元本の推移		
期首元本額	11,614,036,882円	9,766,947,731円
期中追加設定元本額	282,917,991円	286,444,689円
期中一部解約元本額	2,130,007,142円	2,373,509,010円
2. 受益権の総数	9,766,947,731口	7,679,883,410口
3. 元本の欠損	純資産額が元本総額を下回っており、その差額は2,466,910,055円であります。	-----

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

区分	第14期 自 2011年12月28日 至 2012年12月27日	第15期 自 2012年12月28日 至 2013年12月27日
分配金の計算過程		
費用控除後の配当等収益額	133,362,924円	130,080,809円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	- 円	- 円
収益調整金額	2,452,807,617円	1,974,797,460円
分配準備積立金額	1,716,613,117円	1,408,918,370円
本ファンドの分配対象収益額	4,302,783,658円	3,513,796,639円
本ファンドの期末残存口数	9,766,947,731口	7,679,883,410口
1口当たり収益分配対象額	0.440545円	0.457532円
1口当たり分配金額	- 円	- 円
収益分配金金額	- 円	- 円

（注）上記の費用控除後の配当等収益額は本ファンドに帰属すべき親投資信託の配当等収益を含んでおります。

（金融商品に関する注記）

金融商品の状況に関する事項

区分	第14期 自 2011年12月28日 至 2012年12月27日	第15期 自 2012年12月28日 至 2013年12月27日
1．金融商品に対する取組方針	本ファンドは証券投資信託として、有価証券等への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。	同左
2．金融商品の内容及びそのリスク	本ファンドが保有する主な金融資産は親投資信託受益証券であり、売買目的で保有しております。 投資対象とする金融商品の主なリスクは価格が変動する事によって発生する市場リスク、金融商品の発行者や取引先等の経営・財務状況が悪化した場合に発生する信用リスク、及び金融商品の取引量が著しく乏しい場合に発生する流動性リスクがあります。	同左
3．金融商品に係るリスク管理体制	コンプライアンス部門ならびにオペレーション部門では、運用チームから独立した立場で、法令や信託約款等を実際の売買取引が則っているか、また日々のポジションのモニタリングを行っております。 マーケット・リスク管理専任部門では、運用チームとは独立した立場で、運用チームにより構築されたポジションのリスク水準をモニタリングし、各運用チーム、リスク検討委員会に報告します。 リスク検討委員会は、法務部・コンプライアンス部を含む各部署の代表から構成されており、マーケット・リスク管理専任部門からの報告事項に対して、必要な報告聴取、調査、検討、決定等を月次で行います。	同左

金融商品の時価等に関する事項

区分	第14期 自 2011年12月28日 至 2012年12月27日	第15期 自 2012年12月28日 至 2013年12月27日
1. 貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額	金融商品は時価で計上しているため記載を省略しております。	同左
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券以外の金融商品 有価証券以外の金融商品については、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似しているため、当該帳簿価額を時価としております。 (2) 有価証券 「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」の「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。	(1) 有価証券以外の金融商品 同左 (2) 有価証券 同左
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種類	第14期 (2012年12月27日現在)	第15期 (2013年12月27日現在)
	当計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)	当計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)
親投資信託受益証券	1,551,616,940	3,372,406,735
合計	1,551,616,940	3,372,406,735

（デリバティブ取引等に関する注記）

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（1口当たり情報）

区分	第14期 (2012年12月27日現在)	第15期 (2013年12月27日現在)
1口当たり純資産額	0.7474円	1.1745円

（重要な後発事象に関する注記）

該当事項はありません。

（４）【附属明細表】

有価証券明細表

（ア）株式

該当事項はありません。

（イ）株式以外の有価証券

通貨	種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
日本円	親投資信託受益証券	G S ・ 日本株マザーファンド	5,872,834,330	9,097,607,660	-
合計			5,872,834,330	9,097,607,660	-

デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

[次へ](#)

参考情報

本ファンドは、「GS・日本株マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同親投資信託の受益証券です。

同親投資信託の状況は以下の通りです。

なお、以下に記載した情報は監査対象外であります。

（１）貸借対照表

区分	注記 番号	（2012年12月27日現在）	（2013年12月27日現在）
		金額（円）	金額（円）
資産の部			
流動資産			
コール・ローン		410,839,015	545,707,307
株式		12,963,242,700	18,088,483,800
未収入金		278,159,310	12,906,266
未収配当金		18,908,200	11,883,800
未収利息		898	811
流動資産合計		13,671,150,123	18,658,981,984
資産合計		13,671,150,123	18,658,981,984
負債の部			
流動負債			
未払金		289,813,747	-
未払解約金		5,571,918	62,942,602
流動負債合計		295,385,665	62,942,602
負債合計		295,385,665	62,942,602
純資産の部			
元本等			
元本		13,780,665,219	12,004,160,097
剰余金			
期末剰余金又は期末欠損金（　）		404,900,761	6,591,879,285
元本等合計		13,375,764,458	18,596,039,382
純資産合計		13,375,764,458	18,596,039,382
負債純資産合計		13,671,150,123	18,658,981,984

(2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区分	自 2011年12月28日 至 2012年12月27日	自 2012年12月28日 至 2013年12月27日
有価証券の評価基準及び評価方法	株式 移動平均法に基づき、法令及び一般社 団法人投資信託協会規則に従い、時価評 価しております。	株式 同左

(貸借対照表に関する注記)

区分	(2012年12月27日現在)	(2013年12月27日現在)
1 . 元本の推移		
期首元本額	15,463,825,662円	13,780,665,219円
期中追加設定元本額	616,742,966円	1,156,886,826円
期中一部解約元本額	2,299,903,409円	2,933,391,948円
期末元本額	13,780,665,219円	12,004,160,097円
元本の内訳		
G S ・日本株ファンド（自動けいぞく）	7,581,388,106円	5,872,834,330円
G S ・日本株ファンド（投資一任契約用） （適格機関投資家専用）	5,367,553,090円	5,357,184,889円
V A 牛若丸 G S 日本株ファンド	831,724,023円	774,140,878円
2 . 受益権の総数	13,780,665,219口	12,004,160,097口
3 . 元本の欠損	純資産額が元本総額を下回っ ており、その差額は404,900,761 円であります。	―――

（金融商品に関する注記）

金融商品の状況に関する事項

区分	自 2011年12月28日 至 2012年12月27日	自 2012年12月28日 至 2013年12月27日
1．金融商品に対する取組方針	本ファンドは証券投資信託として、有価証券等への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。	同左
2．金融商品の内容及びそのリスク	本ファンドが保有する主な金融資産は株式であり、売買目的で保有しております。 投資対象とする金融商品の主なリスクは価格が変動する事によって発生する市場リスク、金融商品の発行者や取引先等の経営・財務状況が悪化した場合に発生する信用リスク、及び金融商品の取引量が著しく乏しい場合に発生する流動性リスクがあります。	同左
3．金融商品に係るリスク管理体制	コンプライアンス部門ならびにオペレーション部門では、運用チームから独立した立場で、法令や信託約款等を実際の売買取引が則っているか、また日々のポジションのモニタリングを行っております。 マーケット・リスク管理専任部門では、運用チームとは独立した立場で、運用チームにより構築されたポジションのリスク水準をモニタリングし、各運用チーム、リスク検討委員会に報告します。 リスク検討委員会は、法務部・コンプライアンス部を含む各部署の代表から構成されており、マーケット・リスク管理専任部門からの報告事項に対して、必要な報告聴取、調査、検討、決定等を月次で行います。	同左

金融商品の時価等に関する事項

区分	自 2011年12月28日 至 2012年12月27日	自 2012年12月28日 至 2013年12月27日
1. 貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額	金融商品は時価で計上しているため記載を省略しております。	同左
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券以外の金融商品 有価証券以外の金融商品については、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似しているため、当該帳簿価額を時価としております。 (2) 有価証券 「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」の「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。	(1) 有価証券以外の金融商品 同左 (2) 有価証券 同左
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種類	（2012年12月27日現在）	（2013年12月27日現在）
	当計算期間の損益に含まれた評価差額 （円）	当計算期間の損益に含まれた評価差額 （円）
株式	2,125,378,291	4,070,580,708
合計	2,125,378,291	4,070,580,708

（デリバティブ取引等に関する注記）

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

区分	自 2011年12月28日 至 2012年12月27日			自 2012年12月28日 至 2013年12月27日		
関連当事者の名称 （本ファンドとの関係）	取引の 内容	取引の種類別 の取引金額	取引により発生した債権又は 債務に係る主な項目別の当該 計算期間の末日における残高	取引の 内容	取引の種類別 の取引金額	取引により発生した債権又は 債務に係る主な項目別の当該 計算期間の末日における残高
ゴールドマン・サックス 証券株式会社 （投資信託財産の運用の 指図を行う投資信託委託 会社の利害関係人等）	有価証券 等売買手 数料	株式 4,190,596円	-	有価証券 等売買手 数料	株式 5,449,623円	-

（注）取引条件及び取引条件の決定方針

社内規定に基づき取引業者の選定を行っております。各資産の売買においては、社内基準に基づき最良執行を行っており、個々の取引条件はその結果として決定されております。

（1口当たり情報）

区分	（2012年12月27日現在）	（2013年12月27日現在）
1口当たり純資産額	0.9706円	1.5491円

（重要な後発事象に関する注記）

該当事項はありません。

(3) 附属明細表

有価証券明細表

(ア) 株式

通貨	銘柄	株式数	評価額単価	評価額金額	備考
日本円	大林組	426,000	590.00	251,340,000	
	N I P P O	50,000	1,747.00	87,350,000	
	東芝プラントシステム	61,000	1,550.00	94,550,000	
	サッポロホールディングス	557,000	439.00	244,523,000	
	日本たばこ産業	40,900	3,435.00	140,491,500	
	大陽日酸	143,000	743.00	106,249,000	
	三井化学	274,000	253.00	69,322,000	
	日本ゼオン	43,000	940.00	40,420,000	
	ポーラ・オルビスホールディングス	20,400	3,830.00	78,132,000	
	日本農薬	67,000	1,508.00	101,036,000	
	日東電工	8,500	4,435.00	37,697,500	
	ユニ・チャーム	6,300	5,850.00	36,855,000	
	武田薬品工業	12,800	4,835.00	61,888,000	
	アステラス製薬	16,300	6,130.00	99,919,000	
	日本新薬	40,000	2,002.00	80,080,000	
	ロート製薬	70,000	1,587.00	111,090,000	
	沢井製薬	13,900	6,740.00	93,686,000	
	J Xホールディングス	318,600	524.00	166,946,400	
	ブリヂストン	34,200	3,990.00	136,458,000	
	西川ゴム工業	10,900	1,797.00	19,587,300	
	住友大阪セメント	237,000	397.00	94,089,000	
	新日鐵住金	745,000	352.00	262,240,000	
	日立金属	144,000	1,451.00	208,944,000	
	D O W Aホールディングス	134,000	1,014.00	135,876,000	
	U A C J	272,000	405.00	110,160,000	
	リンナイ	18,200	8,050.00	146,510,000	
	岡部	57,100	1,217.00	69,490,700	
	東芝機械	288,000	608.00	175,104,000	
	旭ダイヤモンド工業	80,500	1,067.00	85,893,500	
	ニューフレアテクノロジー	3,400	12,420.00	42,228,000	
	S M C	11,800	26,510.00	312,818,000	
	クボタ	76,000	1,730.00	131,480,000	

通貨	銘柄	株式数	評価額単価	評価額金額	備考
	小森コーポレーション	60,000	1,799.00	107,940,000	
	荏原製作所	323,000	675.00	218,025,000	
	ダイフク	83,000	1,339.00	111,137,000	
	フジテック	126,000	1,367.00	172,242,000	
	不二越	202,000	592.00	119,584,000	
	マキタ	16,500	5,450.00	89,925,000	
	ミネベア	416,000	768.00	319,488,000	
	日立製作所	380,000	790.00	300,200,000	
	日本電産	28,500	10,290.00	293,265,000	
	パナソニック	297,200	1,215.00	361,098,000	
	アルプス電気	185,400	1,192.00	220,996,800	
	シスメックス	11,000	6,180.00	67,980,000	
	太陽誘電	82,900	1,351.00	111,997,900	
	ミツバ	22,200	1,672.00	37,118,400	
	キャノン	21,500	3,300.00	70,950,000	
	デンソー	75,700	5,510.00	417,107,000	
	いすゞ自動車	110,000	663.00	72,930,000	
	トヨタ自動車	169,300	6,390.00	1,081,827,000	
	本田技研工業	75,800	4,300.00	325,940,000	
	富士重工業	50,500	2,989.00	150,944,500	
	日本精機	55,000	1,948.00	107,140,000	
	島津製作所	82,000	926.00	75,932,000	
	朝日インテック	30,400	3,860.00	117,344,000	
	アシックス	100,200	1,788.00	179,157,600	
	クリナップ	38,600	915.00	35,319,000	
	北海道電力	72,400	1,195.00	86,518,000	
	東京瓦斯	116,000	513.00	59,508,000	
	東京急行電鉄	221,000	677.00	149,617,000	
	東日本旅客鉄道	6,900	8,290.00	57,201,000	
	ヤマトホールディングス	74,500	2,086.00	155,407,000	
	日立物流	123,800	1,540.00	190,652,000	
	日本郵船	359,000	332.00	119,188,000	
	ヤフー	393,200	583.00	229,235,600	
	大塚商会	4,700	12,680.00	59,596,000	

通貨	銘柄	株式数	評価額単価	評価額金額	備考
	日本テレビホールディングス	48,600	1,894.00	92,048,400	
	日本電信電話	44,100	5,530.00	243,873,000	
	K D D I	36,700	6,440.00	236,348,000	
	G M Oインターネット	122,200	1,367.00	167,047,400	
	東宝	30,500	2,276.00	69,418,000	
	S C S K	33,000	2,690.00	88,770,000	
	ソフトバンク	44,500	9,220.00	410,290,000	
	丸紅	215,000	738.00	158,670,000	
	三井物産	229,100	1,431.00	327,842,100	
	日立ハイテクノロジーズ	90,400	2,674.00	241,729,600	
	住友商事	159,600	1,293.00	206,362,800	
	アスクル	91,200	3,210.00	292,752,000	
	J . フロント リテイリング	209,000	789.00	164,901,000	
	セブン&アイ・ホールディングス	44,800	4,190.00	187,712,000	
	コメリ	42,900	2,617.00	112,269,300	
	三菱U F Jフィナンシャル・グループ	668,100	677.00	452,303,700	
	三井住友フィナンシャルグループ	99,500	5,410.00	538,295,000	
	七十七銀行	304,000	501.00	152,304,000	
	みずほフィナンシャルグループ	2,580,100	221.00	570,202,100	
	ジャフコ	34,100	5,790.00	197,439,000	
	野村ホールディングス	377,700	808.00	305,181,600	
	東京海上ホールディングス	94,300	3,510.00	330,993,000	
	T & Dホールディングス	52,600	1,468.00	77,216,800	
	クレディセゾン	50,700	2,802.00	142,061,400	
	興銀リース	20,100	2,980.00	59,898,000	
	アコム	367,100	354.00	129,953,400	
	オリックス	94,100	1,863.00	175,308,300	
	東急不動産ホールディングス	364,100	986.00	359,002,600	
	飯田グループホールディングス	21,200	2,119.00	44,922,800	
	三井不動産	65,000	3,710.00	241,150,000	
	三菱地所	114,000	3,085.00	351,690,000	
	ダイビル	41,100	1,246.00	51,210,600	
	メッセージ	23,200	3,220.00	74,704,000	
	デジタル・アドバタイジング・コンソーシア	112,500	573.00	64,462,500	

通貨	銘柄	株式数	評価額単価	評価額金額	備考
小計	電通	40,700	4,275.00	173,992,500	
	サイバーエージェント	55,600	4,345.00	241,582,000	
	エン・ジャパン	54,600	2,213.00	120,829,800	
	セコム	12,200	6,280.00	76,616,000	
	ニチイ学館	62,400	836.00	52,166,400	
				18,088,483,800	
合計				18,088,483,800	

(イ) 株式以外の有価証券
該当事項はありません。

デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表
該当事項はありません。

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

(2013年12月30日現在)

資産総額	9,107,092,766円
負債総額	23,036,479円
純資産総額(-)	9,084,056,287円
発行済口数	7,676,097,689口
1口当たり純資産額(/)	1.1834円

参考情報

<GS・日本株マザーファンド>

純資産額計算書

(2013年12月30日現在)

資産総額	18,692,591,691円
負債総額	21,774,097円
純資産総額(-)	18,670,817,594円
発行済口数	11,959,905,644口
1口当たり純資産額(/)	1.5611円

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

a．受益権の名義書換

該当事項はありません。

b．受益者に対する特典

該当事項はありません。

c．受益権の譲渡制限

該当事項はありません。ただし、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託銀行に対抗することができません。

d．その他

本ファンドの受益権は振替受益権であり、委託会社は、やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

第二部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

(1) 資本金の額（本書提出日現在）

資本金の額：金 4 億9,000万円

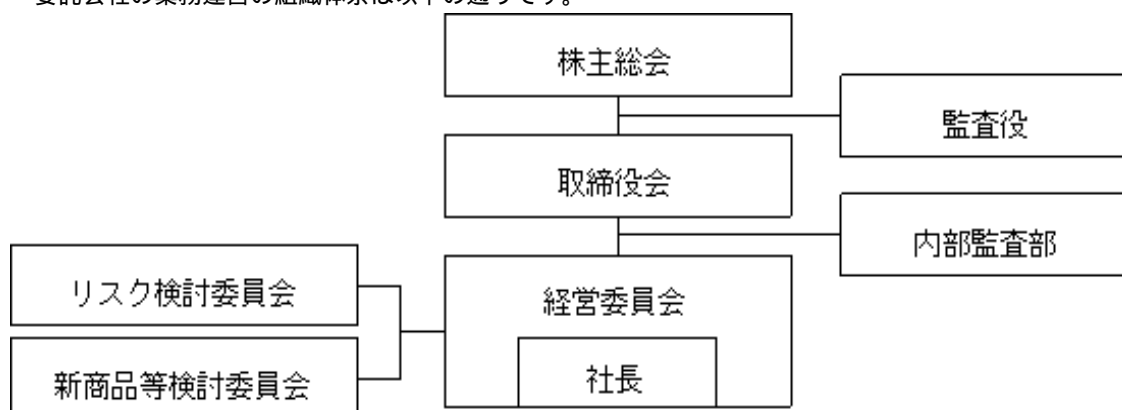
発行する株式の総数：8,000株

発行済株式の総数：6,400株

最近5年間における主な資本の額の増減：該当事項はありません。

(2) 委託会社等の機構

委託会社の業務運営の組織体系は以下の通りです。



経営の意思決定機関として取締役会をおきます。取締役会は、委託会社の業務執行の基本方針を決定し、取締役の職務を監督します。代表取締役である社長は、委託会社を代表し、全般の業務執行について指揮統括します。取締役は、委嘱された業務の執行にあたり、また、社長に事故あるときにその職務を代行します。

委託会社の業務執行にかかる重要事項を審議する機関として経営委員会をおきます。経営委員会は、取締役会に直属し、定時取締役会が開催されない期間においては、委託会社の業務執行に関して法令により認められる限度で取締役会が有する一切の権限を保持し、執行します（取締役会の専権事項を除きます。）。

リスク検討委員会は、経営委員会の監督の下に、当社の一切の活動における法令遵守、内部統制、オペレーショナル・リスク、システム・リスク等のリスク、及び関連するレピュテーション上の問題を監視・監督し、当社の経営理念に沿った各種規定及び業務手順が整備されていることを確保するため、権限を行使することができます。また、リスク検討委員会は、適用法令、協会規則、投資信託約款、顧客との運用ガイドラインを遵守するとともに、善良なる管理者としての注意義務および忠実義務の観点から受託者としての責任を遵守するため（議決権行使に関する方針を含みます。）、必要な報告徴収、調査、検討、決定等を行うことができます。

新商品等検討委員会は、経営委員会の監督の下に、新商品等検討委員会規則に基づき、新商品、投資信託の分配方針等に関する正式な検討プロセスを維持することに責任を持ちます。

監査役は、委託会社の会計監査および業務監査を行います。業務の執行は、取締役が行います。

投資運用の意思決定機構

委託会社における投資運用の意思決定は運用本部所属の各部において行われます。運用本部は以下のような部によって構成されています。運用本部の各部では株式運用部長、計量運用部長および債券通貨運用部長がその所属員を指揮監督し、部の業務を統括しています。株式運用部は、日本株の運用を、計量運用部は、計量運用によるタイミング戦略、株式国別配分、債券国別配分および通貨配分などの各戦略をはじめとする多資産クラスの運用ならびに計量運用手法による株式の運用を、債券通貨運用部は、債券および通貨の運用をそれぞれ担当します。それぞれの運用部は各資産クラスの運用について独立した責任と権限をもち、投資運用に関する意思決定を行います。また、運用本部には、上記のほかに、戦略株式運用部、運用投資戦略部、オルタナティブ・インベストメンツ・アンド・マネージャー・セクション部、不動産運用部およびマルチプロダクト・ファンド室があります。



投資運用の意思決定には、委託会社が属するゴールドマン・サックスの資産運用グループのリソースが活用されます。委託会社の運用本部はゴールドマン・サックスの資産運用グループのポートフォリオ・マネジメント・チームの構成員として、他の構成員たる様々な地域のポートフォリオ・マネジメント・チームとグローバルな情報交換を行っています。

2【事業の内容及び営業の概況】

事業の内容

投資信託及び投資法人に関する法律に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに金融商品取引法に定める金融商品取引業者としてその投資運用業務および投資助言業務を行っています。また、金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業務および第二種金融商品取引業務を行っています。

委託会社の運用するファンド

2014年1月末現在、委託会社が運用する証券投資信託は以下のとおりです（親投資信託を除きます。）。

種類	本数	純資産総額（円）
追加型株式投資信託	100	1,457,519,127,990
合計	100	1,457,519,127,990

3【委託会社等の経理状況】

1．財務諸表及び中間財務諸表の作成方法について

当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第2条の規定に基づき「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。

当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）並びに同規則第38条及び第57条の規定に基づき「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表及び中間財務諸表の金額については、千円未満の端数を切り捨てて記載しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第18期事業年度（平成24年4月1日から平成25年3月31日まで）の財務諸表について、あらた監査法人により監査を受けております。また、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第19期事業年度の中間会計期間（平成25年4月1日から平成25年9月30日まで）の中間財務諸表について、あらた監査法人の中間監査を受けております。

（１）【貸借対照表】

期別		第17期 （平成24年 3月31日現在）			第18期 （平成25年 3月31日現在）		
資産の部							
科目	注記 番号	内訳	金額	構成比	内訳	金額	構成比
		千円	千円	%	千円	千円	%
流動資産							
現金・預金			3,285,446			3,799,436	
有価証券			11,797,976			10,197,717	
支払委託金			25			51	
収益分配金		25			51		
前払費用			468			-	
未収入金	* 1		406,284			-	
未収委託者報酬			1,064,467			1,349,584	
未収運用受託報酬			1,026,201			1,052,020	
未収収益			159,925			250,263	
立替金			34,566			58,689	
繰延税金資産			489,782			655,118	
流動資産計			18,265,146	90.9		17,362,882	78.5
固定資産							
無形固定資産			694			-	
その他の無形固定資産		694			-		
投資その他の資産			1,830,583			4,744,062	
投資有価証券		684,540			3,515,336		
長期差入保証金		10,000			10,000		
繰延税金資産		1,135,876			1,218,726		
その他の投資等		166			-		
固定資産計			1,831,278	9.1		4,744,062	21.5
資産合計			20,096,424	100.0		22,106,945	100.0

期別		第17期 (平成24年3月31日現在)			第18期 (平成25年3月31日現在)		
負債の部							
科目	注記 番号	内訳	金額	構成比	内訳	金額	構成比
		千円	千円	%	千円	千円	%
流動負債							
預り金			82			296	
未払金			853,668			533,934	
未払収益分配金		151			177		
未払償還金		72			72		
未払手数料		447,157			533,685		
その他未払金		406,287			-		
未払費用			1,998,271			2,373,586	
未払法人税等			190,726			678,381	
未払消費税等			30,533			99,850	
流動負債計			3,073,282	15.3		3,686,048	16.7
固定負債							
長期未払費用			2,945,495			3,835,760	
役員退職慰労引当金			222,911			222,911	
その他固定負債			650			650	
固定負債計			3,169,057	15.8		4,059,322	18.4
負債合計			6,242,339	31.1		7,745,371	35.0

期別		第17期 （平成24年 3 月31日現在）			第18期 （平成25年 3 月31日現在）		
純資産の部							
科目	注記 番号	内訳	金額	構成比	内訳	金額	構成比
		千円	千円	%	千円	千円	%
株主資本							
資本金			490,000			490,000	
資本剰余金			390,000			390,000	
資本準備金		390,000			390,000		
利益剰余金			12,921,678			13,224,106	
その他利益剰余金		12,921,678			13,224,106		
繰越利益剰余金		12,921,678			13,224,106		
株主資本合計			13,801,678	68.7		14,104,106	63.8
評価・換算差額等							
その他有価証券評価差額金		52,406			257,467		
評価・換算差額等合計			52,406	0.3		257,467	1.2
純資産合計			13,854,085	68.9		14,361,574	65.0
負債・純資産合計			20,096,424	100.0		22,106,945	100.0

（２）【損益計算書】

期別			第17期 自 平成23年 4 月 1 日 至 平成24年 3 月31日			第18期 自 平成24年 4 月 1 日 至 平成25年 3 月31日		
科目		注記 番号	内訳	金額	構成比	内訳	金額	構成比
経常 損益の部	営業 損益の部	営業収益	千円	千円	%	千円	千円	%
		委託者報酬		9,262,739			10,394,695	
		運用受託報酬		5,636,349			5,903,536	
		その他営業収益	* 2	5,514,145			5,346,245	
		営業収益計		20,413,234	100.0		21,644,477	100.0
		営業費用						
		支払手数料		4,702,587			4,828,407	
		広告宣伝費		165,456			356,368	
		調査費		4,318,795			4,843,198	
		委託調査費	* 2	4,318,795		4,843,198		
		委託計算費		163,984			187,048	
		営業雑経費		365,639			412,224	
		通信費		212,981		254,451		
		印刷費		130,935		128,462		
		協会費		21,722		29,310		
		営業費用計		9,716,463	47.6		10,627,248	49.1
		一般管理費						
		給料		5,308,793			6,758,363	
		役員報酬		163,438		178,109		
		給料・手当		2,866,902		2,621,391		
		賞与		488,900		1,291,499		
		株式従業員報酬	* 1	199,573		807,717		
		その他の報酬		1,589,978		1,859,646		
		交際費		26,547			38,921	
		寄付金		92,237			19,338	
		旅費交通費		204,386			167,344	
		租税公課		60,314			49,118	
		不動産賃借料		458,251			482,119	
		退職給付費用		635,720			843,772	
		固定資産減価償却費		24,336			-	
		事務委託費		386,181			457,831	
		諸経費		1,284,675			1,084,126	
		一般管理費計		8,481,445	41.5		9,900,937	45.7
		営業利益		2,215,325	10.9		1,116,291	5.2

期別			第17期 自 平成23年 4 月 1 日 至 平成24年 3 月31日			第18期 自 平成24年 4 月 1 日 至 平成25年 3 月31日			
科目			注記 番号	内訳	金額	構成比	内訳	金額	構成比
経常損益の部	営業外損益の部	営業外収益							
		収益分配金			-			68,834	
		受取利息			21,224			16,255	
		投資有価証券売却益			77,795			-	
		株式従業員報酬	* 1,2		251,012			-	
		為替差益			-			14,373	
		雑益			2,903			52	
		営業外収益計			352,935	1.7		99,515	0.5
		営業外費用							
		支払利息			0			26	
		株式従業員報酬	* 1		-			257,196	
		為替差損			22,648			-	
		雑損			0			-	
		営業外費用計			22,649	0.1		257,223	1.2
経常利益					2,545,612	12.5		958,583	4.4

期別		第17期 自 平成23年 4 月 1 日 至 平成24年 3 月31日			第18期 自 平成24年 4 月 1 日 至 平成25年 3 月31日			
科目		注記 番号	内訳	金額	構成比	内訳	金額	構成比
特別 損益 の部	特別利益							
	金融商品取引責任準備 金戻入額			0			-	
	特別利益計			0	0.0		-	0.0
	特別損失							
	特別損失計			-	0.0		-	0.0
税引前当期純利益				2,545,613	12.5		958,583	4.4
法人税、住民税及び事業税				731,215	3.6		1,030,076	4.8
法人税等調整額				452,629	2.2		373,921	1.7
当期純利益				1,361,767	6.7		302,428	1.4

（３）【株主資本等変動計算書】

第17期
（自平成23年４月１日　至平成24年３月31日）

（単位：千円）

	株主資本						評価・換算差額等		純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金	利益剰余金合計				
				繰越利益剰余金					
平成23年４月１日残高	490,000	390,000	390,000	14,559,911	14,559,911	15,439,911	47,111	47,111	15,487,022
事業年度中の変動額									
剰余金の配当				3,000,000	3,000,000	3,000,000			3,000,000
当期純利益				1,361,767	1,361,767	1,361,767			1,361,767
株主資本以外の項目 の事業年度中の変動 額（純額）							5,294	5,294	5,294
事業年度中の変動額合計	-	-	-	1,638,232	1,638,232	1,638,232	5,294	5,294	1,632,937
平成24年３月31日残高	490,000	390,000	390,000	12,921,678	12,921,678	13,801,678	52,406	52,406	13,854,085

第18期
（自平成24年４月１日　至平成25年３月31日）

（単位：千円）

	株主資本						評価・換算差額等		純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金	利益剰余金合計				
				繰越利益剰余金					
平成24年 4 月 1 日残高	490,000	390,000	390,000	12,921,678	12,921,678	13,801,678	52,406	52,406	13,854,085
事業年度中の変動額									
当期純利益				302,428	302,428	302,428			302,428
株主資本以外の項目 の事業年度中の変動 額（純額）							205,061	205,061	205,061
事業年度中の変動額合計	-	-	-	302,428	302,428	302,428	205,061	205,061	507,489
平成25年 3 月31日残高	490,000	390,000	390,000	13,224,106	13,224,106	14,104,106	257,467	257,467	14,361,574

重要な会計方針

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	その他有価証券 時価のあるもの 時価をもって貸借対照表価額とし、取得原価（移動平均法による原価法）ないし償却原価との評価差額については全部純資産直入する方法によっております。 時価のないもの 移動平均法による原価法によっております。
2. 引当金の計上基準	(1) 役員退職慰労引当金 役員退職慰労金の支出に備えて、当社内規に基づく期末要支給見積額を計上しております。 (2) 貸倒引当金 貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。 (3) 金融商品取引責任準備金 金融商品取引事故による損失に備えるため、金融商品取引法第46条の5第1項に基づく責任準備金を計上しております。
3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	(1) 株式従業員報酬の会計処理方法 役員及び従業員に付与されております、ザ・ゴールドマン・サックス・グループ・インク株式に係る報酬については、企業会計基準第8号「ストック・オプション等に関する会計基準」及び企業会計基準適用指針第11号「ストック・オプション等に関する会計基準の適用指針」に準じて、権利付与日公正価値及び付与された株数に基づき計算される費用を権利確定計算期間にわたり人件費（営業費用及び一般管理費）として処理しております。また、ザ・ゴールドマン・サックス・グループ・インクおよびゴールドマン・サックス・ジャパン・ホールディングス有限公司との契約に基づき当社が負担する、権利付与日以降の株価の変動により発生する損益については営業外損益として処理しております。 (2) 消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

注記事項

（貸借対照表関係）

第17期 （平成24年3月31日現在）	第18期 （平成25年3月31日現在）
* 1 関係会社項目 関係会社に対する資産及び負債には次のものがあります。 流動資産 未収入金 404,033千円	* 1 関係会社項目 該当事項はありません。

（損益計算書関係）

第17期 （自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）	第18期 （自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）
* 1 株式従業員報酬 役員及び従業員に付与されておりますザ・ゴールドマン・サックス・グループ・インク株式に係る報酬に関するものであり、当該株式の株価及び付与された株数に基づき算出し配賦されております。 * 2 関係会社項目 関係会社との取引に係るものが次のとおり含まれております。 営業収益 その他営業収益 5,452,985千円 営業費用 委託調査費 4,318,795千円 営業外収益 株式従業員報酬 56,181千円	* 1 株式従業員報酬 同左 * 2 関係会社項目 同左 営業収益 その他営業収益 5,294,986千円 営業費用 委託調査費 4,843,198千円

（株主資本等変動計算書関係）

第17期（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

１．発行済株式に関する事項

株式の種類	前事業年度末	増加	減少	当事業年度末
普通株式（株）	6,400	-	-	6,400

２．配当に関する事項

配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 （千円）	1株当たり配当 額（円）	基準日	効力発生日
平成24年3月12日 臨時株主総会	普通株式	3,000,000	468,750	平成24年3月22日	平成24年3月22日

第18期（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

１．発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式（株）	6,400	-	-	6,400

２．配当に関する事項

該当事項はありません。

（リース取引関係）

第17期 （自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）	第18期 （自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）
注記すべきリース取引を行っていないため、該当事項はありません。	同左

（金融商品に関する注記）

第17期
（自 平成23年4月1日
至 平成24年3月31日）

(1) 金融商品の状況に関する事項

金融商品の内容及び金融商品に対する取組方針

当社は、投資運用業、投資助言・代理業を含む金融商品取引法により金融商品取引業者が行うことができる業務、及びこれに付帯関連する業務を行っております。これらの業務に関連し、当社は、主に現金・預金、コマーシャル・ペーパー、未収委託者報酬及び未収運用受託報酬といった金融資産を保有しております。なお、当社は、資金運用については短期的な預金やコマーシャル・ペーパー等の短期金融商品に限定する方針です。

金融商品に係るリスク及びその管理体制

金融商品に係るリスクは、信用リスク、市場リスク、流動性リスク等であります。当社は、効率的なリスク管理が極めて重要であると考えており、職務の分掌と経営陣による監督は、当社リスク管理手続の重要な要素であります。

信用リスク

信用リスクとしては主に、当社が保有する預金に係る銀行の信用リスク、保有するコマーシャル・ペーパーに係る発行体の信用リスク、当社が運用する投資信託から受領する委託者報酬及び投資一任契約に基づき顧客から受領する運用受託報酬に関して、運用資産が悪化した場合に未収委託者報酬及び未収運用受託報酬を回収できず、当社が損失を被るリスクがあります。

当社は、預金に係る銀行の信用リスクに関しては、口座開設時、およびその後継続的に銀行の信用力を評価し、また各銀行に預け入れる金額に上限を設けることにより、預金に係る信用リスクを管理しております。

コマーシャル・ペーパーに関しましては、主にゴールドマン・サックスのグループ会社が発行するものとし、定期的に見直すことによって信用リスクを管理しております。

また、未収委託者報酬及び未収運用受託報酬に関しては、過去に回収できなかったケースは無く、特に未収委託者報酬に関しては、受託者たる信託銀行で分別管理されている当社が運用する信託財産から受領するため、リスクは非常に低いものと考えております。

市場リスク

当社は、海外の関連会社との取引により生じた外国通貨建て資産負債を保有していることから、為替相場の変動によるリスクに晒されております。当社は為替リスクを管理するため、外貨建資産負債の純額が予め社内で設定した水準を越える場合、当該通貨の売買を行い、為替リスクを削減しております。

流動性および資金調達リスク

当社は総資産の75%以上が現金・預金及びコマーシャル・ペーパーであり、また現金・預金及びコマーシャル・ペーパーの残高は負債総額を超えており、当社において流動性リスク及び資金調達リスクは非常に低いものと考えております。また、当社は、資金運用を預金やコマーシャル・ペーパー等の短期金融商品に限定することで流動性リスクを管理しており、親会社との間で劣後条件付リボルビング・クレジット・ローン契約を締結することで、必要な場合の資金調達手段を確保し、資金調達リスクに備えております。

第17期
（自 平成23年 4 月 1 日
至 平成24年 3 月31日）

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成24年 3 月31日現在における貸借対照表計上額、貸借対照表日における時価及びその差額については、次のとおりであります。

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
現金・預金	3,285,446	3,285,446	-
有価証券			
その他有価証券	11,797,976	11,797,976	-
未収委託者報酬	1,064,467	1,064,467	-
未収運用受託報酬	1,026,201	1,026,201	-

金融商品の時価の算定方法

上記金融資産については、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

金銭債権及び満期のある有価証券の償還予定額

（単位：千円）

	1 年以内	1 年超 2 年以内	2 年超 3 年以内	3 年超 4 年以内	4 年超 5 年以内	5 年超
現金・預金	3,285,446	-	-	-	-	-
有価証券						
その他有価証券の うち満期があるもの	11,800,000	-	-	-	-	-
未収委託者報酬	1,064,467	-	-	-	-	-
未収運用受託報酬	1,026,201	-	-	-	-	-

第18期
(自 平成24年 4月 1日
至 平成25年 3月31日)

(1) 金融商品の状況に関する事項

金融商品の内容及び金融商品に対する取組方針

当社は、投資運用業、投資助言・代理業を含む金融商品取引法により金融商品取引業者が行うことができる業務、及びこれに付帯関連する業務を行っております。これらの業務に関連し、当社は、主に現金・預金、コマーシャル・ペーパー、未収委託者報酬、未収運用受託報酬及び投資有価証券といった金融資産を保有しております。なお、当社は、資金運用については短期的な預金やコマーシャル・ペーパー等の短期金融商品に限定する方針です。投資有価証券は事業推進目的のために保有する当社設定の投資信託であります。

金融商品に係るリスク及びその管理体制

金融商品に係るリスクは、信用リスク、市場リスク、流動性リスク等であります。当社は、効率的なリスク管理が極めて重要であると考えており、職務の分掌と経営陣による監督は、当社リスク管理手続の重要な要素であります。

信用リスク

信用リスクとしては主に、当社が保有する預金に係る銀行の信用リスク、保有するコマーシャル・ペーパーに係る発行体の信用リスク、当社が運用する投資信託から受領する委託者報酬及び投資一任契約に基づき顧客から受領する運用受託報酬に関して、運用資産が悪化した場合に未収委託者報酬及び未収運用受託報酬を回収できず、当社が損失を被るリスクがあります。

当社は、預金に係る銀行の信用リスクに関しては、口座開設時、およびその後継続的に銀行の信用力を評価し、また各銀行に預け入れる金額に上限を設けることにより、預金に係る信用リスクを管理しております。コマーシャル・ペーパーに関しましては、主にゴールドマン・サックスのグループ会社が発行するものとし、定期的に見直すことによって信用リスクを管理しております。

また、未収委託者報酬及び未収運用受託報酬に関しては、過去に回収できなかったケースは無く、特に未収委託者報酬に関しては、受託者たる信託銀行で分別管理されている当社が運用する信託財産から受領するため、リスクは非常に低いものと考えております。

市場リスク

当社は、海外の関連会社との取引により生じた外国通貨建て資産負債を保有していることから、為替相場の変動によるリスクに晒されております。当社は為替リスクを管理するため、外貨建資産負債の純額が予め社内設定した水準を越える場合、当該通貨の売買を行い、為替リスクを削減しております。また、当社は事業推進目的のために当社設定の投資有価証券を保有していることから、基準価額の変動による価格変動リスクに晒されております。係る投資有価証券については運用を行う資産の種類を文書に定め、取得にあたり事前に社内委員会にて検討・承認をし、保有の目的が達成されたと判断された時点で適時処分しております。

流動性および資金調達リスク

当社は総資産の60%以上が現金・預金及びコマーシャル・ペーパーであり、また現金・預金及びコマーシャル・ペーパーの残高は負債総額を超えており、当社において流動性リスク及び資金調達リスクは非常に低いものと考えております。また、当社は、資金運用を預金やコマーシャル・ペーパー等の短期金融商品に限定することで流動性リスクを管理しており、親会社との間で劣後条件付リボルビング・クレジット・ローン契約を締結することで、必要な場合の資金調達手段を確保し、資金調達リスクに備えております。

第18期
（自 平成24年 4 月 1 日
至 平成25年 3 月31日）

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成25年 3 月31日現在における貸借対照表計上額、貸借対照表日における時価及びその差額については、次のとおりであります。

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
現金・預金	3,799,436	3,799,436	-
有価証券			
其他有価証券	10,197,717	10,197,717	-
未収委託者報酬	1,349,584	1,349,584	-
未収運用受託報酬	1,052,020	1,052,020	-
投資有価証券			
其他投資有価証券	3,515,336	3,515,336	-

金融商品の時価の算定方法

現金・預金、有価証券、未収委託者報酬及び未収運用受託報酬については、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。投資有価証券については、投資信託であり、直近の基準価額によっております。

金銭債権及び満期のある有価証券の償還予定額

（単位：千円）

	1 年以内	1 年超 2 年以内	2 年超 3 年以内	3 年超 4 年以内	4 年超 5 年以内	5 年超
現金・預金	3,799,436	-	-	-	-	-
有価証券						
其他有価証券の うち満期があるもの	10,200,000	-	-	-	-	-
未収委託者報酬	1,349,584	-	-	-	-	-
未収運用受託報酬	1,052,020	-	-	-	-	-

（有価証券関係）

第17期 （自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）					第18期 （自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）				
1. その他有価証券で時価のあるもの					1. その他有価証券で時価のあるもの				
区分	種類	取得原価 （千円）	貸借対照 表計上額 （千円）	差額 （千円）	区分	種類	取得原価 （千円）	貸借対照 表計上額 （千円）	差額 （千円）
貸借対照表計上 額が取得原価を 超えるもの	投資信託 受益証券	600,000	684,540	84,540	貸借対照表計上 額が取得原価を 超えるもの	投資信託	3,100,000	3,515,336	415,336
貸借対照表計上 額が取得原価を 超えないもの	コマー シャル・ ペーパー	11,797,976	11,797,976	-	貸借対照表計上 額が取得原価を 超えないもの	コマー シャル・ ペーパー	10,197,717	10,197,717	-
2. 当事業年度中に売却したその他有価証券					2. 当事業年度中に売却したその他有価証券				
売却額（千円）	売却益の合計額 （千円）	売却損の合計額 （千円）			売却額（千円）	売却益の合計額 （千円）	売却損の合計額 （千円）		
1,095,821	77,795	-			1,900,000	-	-		

（デリバティブ取引関係）

第17期 （自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）	第18期 （自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）
当社は、デリバティブ取引を行っておりませんので、 該当事項はありません。	同左

（退職給付関係）

第17期 （自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）	第18期 （自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）
1. 採用している退職給付制度の概要 当社は、退職給付制度を採用しておりません。	1. 採用している退職給付制度の概要 同左
2. 退職給付費用に関する事項 損益計算書上、出向者負担金等に含まれる退職給付 費用負担金相当額を、退職給付費用として計上してお ります。	2. 退職給付費用に関する事項 同左

（税効果会計関係）

第17期 （自 平成23年 4 月 1 日 至 平成24年 3 月31日）	第18期 （自 平成24年 4 月 1 日 至 平成25年 3 月31日）																																																				
1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳 繰延税金資産（流動資産） <table> <tr> <td>未払費用</td><td>456,569 千円</td></tr> <tr> <td>未払事業税</td><td>15,881</td></tr> <tr> <td>その他</td><td>17,331</td></tr> <tr> <td>小計</td><td>489,782</td></tr> </table> 繰延税金負債（流動負債） <table> <tr> <td>小計</td><td>-</td></tr> </table> 繰延税金資産（流動資産）の純額 <table> <tr> <td></td><td>489,782</td></tr> </table> 繰延税金資産（固定資産） <table> <tr> <td>長期未払費用</td><td>1,033,933</td></tr> <tr> <td>役員退職慰労引当金</td><td>81,558</td></tr> <tr> <td>その他</td><td>52,518</td></tr> <tr> <td>小計</td><td>1,168,010</td></tr> </table> 繰延税金負債（固定負債） <table> <tr> <td>その他有価証券評価差額金</td><td>32,133</td></tr> <tr> <td>小計</td><td>32,133</td></tr> </table> 繰延税金資産（固定資産）の純額 <table> <tr> <td></td><td>1,135,876 千円</td></tr> </table>	未払費用	456,569 千円	未払事業税	15,881	その他	17,331	小計	489,782	小計	-		489,782	長期未払費用	1,033,933	役員退職慰労引当金	81,558	その他	52,518	小計	1,168,010	その他有価証券評価差額金	32,133	小計	32,133		1,135,876 千円	1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳 繰延税金資産（流動資産） <table> <tr> <td>未払費用</td><td>592,366 千円</td></tr> <tr> <td>未払事業税</td><td>54,579</td></tr> <tr> <td>その他</td><td>8,172</td></tr> <tr> <td>小計</td><td>655,118</td></tr> </table> 繰延税金負債（流動負債） <table> <tr> <td>小計</td><td>-</td></tr> </table> 繰延税金資産（流動資産）の純額 <table> <tr> <td></td><td>655,118</td></tr> </table> 繰延税金資産（固定資産） <table> <tr> <td>長期未払費用</td><td>1,239,518</td></tr> <tr> <td>役員退職慰労引当金</td><td>80,193</td></tr> <tr> <td>その他</td><td>56,884</td></tr> <tr> <td>小計</td><td>1,376,595</td></tr> </table> 繰延税金負債（固定負債） <table> <tr> <td>その他有価証券評価差額金</td><td>157,869</td></tr> <tr> <td>小計</td><td>157,869</td></tr> </table> 繰延税金資産（固定資産）の純額 <table> <tr> <td></td><td>1,218,726 千円</td></tr> </table>	未払費用	592,366 千円	未払事業税	54,579	その他	8,172	小計	655,118	小計	-		655,118	長期未払費用	1,239,518	役員退職慰労引当金	80,193	その他	56,884	小計	1,376,595	その他有価証券評価差額金	157,869	小計	157,869		1,218,726 千円
未払費用	456,569 千円																																																				
未払事業税	15,881																																																				
その他	17,331																																																				
小計	489,782																																																				
小計	-																																																				
	489,782																																																				
長期未払費用	1,033,933																																																				
役員退職慰労引当金	81,558																																																				
その他	52,518																																																				
小計	1,168,010																																																				
その他有価証券評価差額金	32,133																																																				
小計	32,133																																																				
	1,135,876 千円																																																				
未払費用	592,366 千円																																																				
未払事業税	54,579																																																				
その他	8,172																																																				
小計	655,118																																																				
小計	-																																																				
	655,118																																																				
長期未払費用	1,239,518																																																				
役員退職慰労引当金	80,193																																																				
その他	56,884																																																				
小計	1,376,595																																																				
その他有価証券評価差額金	157,869																																																				
小計	157,869																																																				
	1,218,726 千円																																																				
2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳 <table> <tr> <td>法定実効税率</td><td>40.69 %</td></tr> <tr> <td>（調整）</td><td></td></tr> <tr> <td>法人税等の税率変更による繰延税金資産の修正</td><td>6.24 %</td></tr> <tr> <td>その他</td><td>- 0.42 %</td></tr> <tr> <td>税効果会計適用後の法人税等の負担率</td><td>46.51 %</td></tr> </table>	法定実効税率	40.69 %	（調整）		法人税等の税率変更による繰延税金資産の修正	6.24 %	その他	- 0.42 %	税効果会計適用後の法人税等の負担率	46.51 %	2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳 <table> <tr> <td>法定実効税率</td><td>38.01 %</td></tr> <tr> <td>（調整）</td><td></td></tr> <tr> <td>賞与等永久に損金に算入されない項目</td><td>26.89 %</td></tr> <tr> <td>その他</td><td>3.55 %</td></tr> <tr> <td>税効果会計適用後の法人税等の負担率</td><td>68.45 %</td></tr> </table>	法定実効税率	38.01 %	（調整）		賞与等永久に損金に算入されない項目	26.89 %	その他	3.55 %	税効果会計適用後の法人税等の負担率	68.45 %																																
法定実効税率	40.69 %																																																				
（調整）																																																					
法人税等の税率変更による繰延税金資産の修正	6.24 %																																																				
その他	- 0.42 %																																																				
税効果会計適用後の法人税等の負担率	46.51 %																																																				
法定実効税率	38.01 %																																																				
（調整）																																																					
賞与等永久に損金に算入されない項目	26.89 %																																																				
その他	3.55 %																																																				
税効果会計適用後の法人税等の負担率	68.45 %																																																				

第17期 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)	第18期 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)
3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正 「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律」（平成23年法律第114号）及び「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」（平成23年法律第117号）が平成23年12月2日に公布され、平成24年4月1日以降に開始する事業年度から法人税率の引下げ及び復興特別法人税の課税が行われることになりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は、従来の40.69%から、平成24年4月1日に開始する事業年度以降、平成27年3月31日までに終了する事業年度までに解消が見込まれる一時差異については38.01%、平成27年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については35.64%となります。この税率変更により、繰延税金資産の金額（繰延税金負債の金額を控除した金額）は156,460千円減少し、その他有価証券評価差額金が2,268千円、法人税等調整額が158,728千円それぞれ増加しております。 4. 決算日後に法人税等の税率の変更があった場合のその内容及び影響 該当事項はありません。	3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正 該当事項はありません。 4. 決算日後に法人税等の税率の変更があった場合のその内容及び影響 該当事項はありません。

〔セグメント情報等〕

第17期（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

〔セグメント情報〕

当社の報告セグメントは、投資運用業者として単一であるため、該当事項はありません。

〔関連情報〕

1. 製品及びサービスに関する情報

（単位：千円）

	委託者報酬	運用受託報酬	オフショア・ファンド 関連報酬等	合計
外部顧客からの収益	9,262,739	5,636,349	5,514,145	20,413,234

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

（単位：千円）

日本	その他	合計
18,556,174	1,857,060	20,413,234

海外の外部顧客からの収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める地域はありません。

(2) 有形固定資産

当社は有形固定資産を保有していないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客からの収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、該当事項はありません。

第18期（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

〔セグメント情報〕

当社の報告セグメントは、投資運用業者として単一であるため、該当事項はありません。

〔関連情報〕

1. 製品及びサービスに関する情報

（単位：千円）

	委託者報酬	運用受託報酬	オフショア・ファンド 関連報酬等	合計
外部顧客からの収益	10,394,695	5,903,536	5,346,245	21,644,477

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

（単位：千円）

日本	その他	合計
19,592,948	2,051,528	21,644,477

海外の外部顧客からの収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める地域はありません。

(2) 有形固定資産

当社は有形固定資産を保有していないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客からの収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、該当事項はありません。

（関連当事者との取引）

第17期
（自 平成23年 4 月 1 日
至 平成24年 3 月31日）

親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称	所在地	資本金 又は出 資金	事業の内容 又は職業	議決権等の 所有（被所有）割合	関連当事 者との関係	取引の内容	取引金額 （千円）	科目	期末残高 （千円）
親会社	ザ・ゴールドマン・サックス・グループ・インク	アメリカ合衆国 ニューヨーク州	3,108 百万ドル	持株会社	被所有 直接 1% 間接 99%	株式従業員報酬の配賦	株式従業員報酬（注1）	56,181	—	—
親会社	ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・エル・ピー	アメリカ合衆国 ニューヨーク州	316 百万ドル	投資顧問業	被所有 直接 99%	投資助言	その他営業収益（注2） 委託調査費の支払（注2）	5,452,985 4,318,795	未収入金	393,727

取引条件及び取引条件の決定方針等

（注1）持株会社の株価及び付与された株数に基づき、算出し配賦されております。

（注2）その他営業収益及び委託調査費の支払に関しては、関係会社間の契約に基づき決定しております。

役員及び個人主要株主等

該当事項はありません。

第17期
（自 平成23年4月1日
至 平成24年3月31日）

兄弟会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金 又は出 資金	事業の内容 又は職業	議決権等の 所有（被所 有）割合	関連当事 者との関 係	取引の内容	取引金額 （千円）	科目	期末残高 （千円）
親会社 の子会 社	ゴールドマン・サックス証券株式会社	東京都港区	83,616 百万円	金融商品取引業	—	業務委託 役員の兼任 有価証券 の購入	兼務従業員の 人件費等の支払（注1）	2,304,783	有価証券	11,797,976
親会社 の子会 社	ゴールドマン・サックス・ジャパン・ホールディングス有限会社	東京都港区	100 百万円	ゴールドマン・サックス・グループ人事・総務・施設管理業務受託	—	従業員出 向受入等 役員の兼任	出向者に関する人件費等の負担金（注2） 営業費用及び一般管理費 株式従業員報酬	5,339,280 171,617	未払費用 長期未払費用	1,111,143 3,017,713
親会社 の子会 社	ゴールドマン・サックス・バンク・USA	アメリカ合衆国ユタ州	19,214 百万ドル	銀行業	—	現金の預入	—	—	現金・預金	360,145
親会社 の子会 社	ゴールドマン・サックス・インベストメント・ストラテジー・LLC	アメリカ合衆国ニューヨーク州	32 百万ドル	投資顧問業	—	投資助言	—	—	未払費用	212,193

取引条件及び取引条件の決定方針等

（注1）兼務従業員の人件費等の支払に関しては、グループ会社間の契約に基づき、決定しております。

（注2）ゴールドマン・サックス・ジャパン・ホールディングス有限会社（以下G S J H）より出向している役員及び従業員の給料、賞与、退職金等の支払はG S J Hより行われております。

但し、これらの費用はG S J Hより当社に請求されるものであり、賞与及び退職給付の引当額については、当社においてはG S J Hに対する債務として処理しております。

親会社又は重要な関連会社に関する注記

親会社情報

ザ・ゴールドマン・サックス・グループ・インク（ニューヨーク証券取引所に上場）
ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・エル・ピー（未上場）

第18期
（自 平成24年 4 月 1 日
至 平成25年 3 月31日）

親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
親会社	ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・エル・ピー	アメリカ合衆国ニューヨーク州	293 百万ドル	投資顧問業	被所有 直接 99%	投資助言	その他営業収益（注１） 委託調査費の支払（注１）	5,294,986 4,843,198	—	—

取引条件及び取引条件の決定方針等

（注１）その他営業収益及び委託調査費の支払に関しては、関係会社間の契約に基づき決定しております。

役員及び個人主要株主等

該当事項はありません。

兄弟会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
親会社の子会社	ゴールドマン・サックス証券株式会社	東京都港区	83,616 百万円	金融商品取引業	—	業務委託 役員の兼任 有価証券の購入	兼務従業員の 人件費等の支払（注１）	2,408,126	有価証券 未払費用	10,197,717 309,903
親会社の子会社	ゴールドマン・サックス・ジャパン・ホールディングス有限公司	東京都港区	100 百万円	ゴールドマン・サックス・グループ人事・総務・施設管理業務受託	—	従業員出向受入等 役員の兼任	出向者に関する人件費等の負担金（注２） 営業費用及び一般管理費 株式従業員報酬	6,694,581 230,495	未払費用 長期未払費用	1,335,190 3,706,199
親会社の子会社	ゴールドマン・サックス・バンク・USA	アメリカ合衆国ユタ州	20,667 百万ドル	銀行業	—	現金の預入	—	—	現金・預金	579,001

取引条件及び取引条件の決定方針等

（注１）兼務従業員の人件費等の支払に関しては、グループ会社間の契約に基づき、決定しております。

（注２）ゴールドマン・サックス・ジャパン・ホールディングス有限公司（以下ＧＳＪＨ）より出向している役員及び従業員の給料、賞与、退職金等の支払はＧＳＪＨより行われております。
但し、これらの費用はＧＳＪＨより当社に請求されるものであり、賞与及び退職給付の引当額については、当社においてはＧＳＪＨに対する債務として処理しております。

親会社又は重要な関連会社に関する注記

親会社情報

ザ・ゴールドマン・サックス・グループ・インク（ニューヨーク証券取引所に上場）

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・エル・ピー（未上場）

（１株当たり情報）

第17期 （自 平成23年 4 月 1 日 至 平成24年 3 月31日）		第18期 （自 平成24年 4 月 1 日 至 平成25年 3 月31日）	
1株当たり純資産額	2,164,700円82銭	1株当たり純資産額	2,243,995円98銭
1株当たり当期純利益金額	212,776円18銭	1株当たり当期純利益金額	47,254円38銭
損益計算書上の当期純利益	1,361,767千円	損益計算書上の当期純利益	302,428千円
1株当たり当期純利益の算定に用いられた普通株式に係る当期純利益	1,361,767千円	1株当たり当期純利益の算定に用いられた普通株式に係る当期純利益	302,428千円
差額	-	差額	-
期中平均株式数		期中平均株式数	
普通株式	6,400株	普通株式	6,400株
なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、新株予約権付社債等潜在株式がないため記載しておりません。		同左	

（重要な後発事象）

該当事項はありません。

[次へ](#)

１．中間財務諸表

(1) 中間貸借対照表

区分	注記 番号	第19期中間会計期間末 (平成25年9月30日)	
		金額	構成比
(資産の部)		千円	%
流動資産			
現金・預金		4,017,996	
有価証券		11,897,460	
支払委託金		25	
前払費用		2,681	
未収委託者報酬		1,795,741	
未収運用受託報酬		1,411,305	
未収収益		229,350	
立替金		65,962	
繰延税金資産		906,196	
流動資産計		20,326,721	79.6
固定資産			
投資その他の資産			
投資有価証券		3,950,673	
長期差入保証金		10,000	
繰延税金資産		1,245,484	
投資その他の資産計		5,206,158	
固定資産計		5,206,158	20.4
資産合計		25,532,880	100.0

区分	注記 番号	第19期中間会計期間末 (平成25年9月30日)	
		金額	構成比
(負債の部)		千円	%
流動負債			
預り金		498	
未払金		579,578	
未払費用		2,956,225	
未払法人税等		1,410,557	
その他	* 1	113,288	
流動負債計		5,060,149	19.8
固定負債			
長期未払費用		4,438,407	
役員退職慰労引当金		174,176	
その他固定負債		650	
固定負債計		4,613,234	18.1
負債合計		9,673,383	37.9

区分	注記 番号	第19期中間会計期間末 (平成25年9月30日)	
		金額	構成比
(純資産の部)			
株主資本			
資本金		490,000	
資本剰余金			
資本準備金		390,000	
資本剰余金合計		390,000	
利益剰余金			
その他利益剰余金			
繰越利益剰余金		14,607,139	
利益剰余金合計		14,607,139	
株主資本合計		15,487,139	60.7
評価・換算差額等			
その他有価証券評価差額金		372,357	
評価・換算差額等合計		372,357	
純資産合計		15,859,497	62.1
負債・純資産合計		25,532,880	100.0

(2) 中間損益計算書

区分	注記 番号	第19期中間会計期間 (自 平成25年 4 月 1 日 至 平成25年 9 月30日)	
		金額	百分比
		千円	%
営業収益			
委託者報酬		7,227,277	
運用受託報酬		3,467,808	
その他営業収益		3,097,839	
営業収益計		13,792,926	100.0
営業費用及び一般管理費		11,316,062	82.0
営業利益		2,476,863	18.0
営業外収益	* 1	71,494	0.5
営業外費用	* 2	126,262	0.9
経常利益		2,422,094	17.6
税引前中間純利益		2,422,094	17.6
法人税、住民税及び事業税		1,387,345	10.1
法人税等調整額		348,283	2.5
中間純利益		1,383,032	10.0

重要な会計方針

項目	第19期中間会計期間 (自 平成25年 4 月 1 日 至 平成25年 9 月30日)
1．有価証券の評価基準及び評価方法	其他有価証券 時価のあるもの 時価をもって中間貸借対照表価額とし、取得原価（移動平均法による原価法）ないし償却原価との評価差額については全部純資産直入する方法によっております。 時価のないもの 移動平均法による原価法によっております。
2．引当金の計上基準	(1) 役員退職慰労引当金 役員退職慰労金の支出に備えて、当社内規に基づく当中間会計期間末要支給見積額を計上しております。 (2) 貸倒引当金 貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。 (3) 金融商品取引責任準備金 金融商品取引事故による損失に備えるため、金融商品取引法第46条の5第1項に基づく責任準備金を計上しております。
3．その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項	(1) 株式従業員報酬の会計処理方法 役員及び従業員に付与されております、ザ・ゴールドマン・サックス・グループ・インク株式に係る報酬については、企業会計基準第8号「ストック・オプション等に関する会計基準」及び企業会計基準適用指針第11号「ストック・オプション等に関する会計基準の適用指針」に準じて、権利付与日公正価値及び付与された株数に基づき計算される費用を権利確定計算期間にわたり人件費（営業費用及び一般管理費）として処理しております。また、ザ・ゴールドマン・サックス・グループ・インクおよびゴールドマン・サックス・ジャパン・ホールディングス有限会社との契約に基づき当社が負担する、権利付与日以降の株価の変動により発生する損益については営業外損益として処理しております。 (2) 消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

注記事項

（中間貸借対照表関係）

項目	第19期中間会計期間末 （平成25年 9 月30日）
* 1 消費税等の取扱い	控除対象の仮払消費税等及び仮受消費税等は、相殺のうえ、流動負債の「その他」として表示しております。

(中間損益計算書関係)

項目	第19期中間会計期間 (自 平成25年 4 月 1 日 至 平成25年 9 月30日)	
* 1 営業外収益のうち主要なもの	有価証券分配金	62,253千円
	受取利息	8,389千円
* 2 営業外費用のうち主要なもの	株式従業員報酬	103,912千円
	為替差損	22,350千円

（リース取引関係）

第19期中間会計期間（自平成25年4月1日 至平成25年9月30日）
 注記すべきリース取引を行っていないため、該当事項はありません。

（金融商品関係）

第19期中間会計期間（自平成25年4月1日 至平成25年9月30日）

金融商品の時価等に関する事項

平成25年9月30日現在における中間貸借対照表計上額、中間貸借対照表日における時価及びその差額については、次のとおりであります。

（単位：千円）

	中間貸借対照表計上額	時価	差額
現金・預金	4,017,996	4,017,996	-
有価証券			
その他有価証券	11,897,460	11,897,460	-
未収委託者報酬	1,795,741	1,795,741	-
未収運用受託報酬	1,411,305	1,411,305	-
投資有価証券			
その他有価証券	3,950,673	3,950,673	-

金融商品の時価の算定方法

投資有価証券以外の上記金融資産については、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

投資有価証券につきましては、投資信託のため、直近の基準価額によっております。

（有価証券関係）

第19期中間会計期間末（平成25年9月30日）

その他有価証券で時価のあるもの

（単位：千円）

区分	種類	取得原価	中間貸借対照表計上額	差額
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	投資信託	3,310,000	3,910,673	600,673
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	投資信託	40,000	40,000	-
	コマーシャル・ペーパー	11,897,460	11,897,460	-

（デリバティブ取引関係）

第19期中間会計期間（自平成25年4月1日 至平成25年9月30日）

当社は、デリバティブ取引を行っておりませんので、該当事項はありません。

（セグメント情報等）

第19期中間会計期間（自平成25年4月1日 至平成25年9月30日）

〔セグメント情報〕

当社の報告セグメントは、投資運用業者として単一であるため、該当事項はありません。

〔関連情報〕

1．製品及びサービスに関する情報

（単位：千円）

	委託者報酬	運用受託報酬	オフショア・ ファンド関連報酬等	合計
外部顧客からの収益	7,227,277	3,467,808	3,097,839	13,792,926

2．地域ごとの情報

(1) 営業収益

（単位：千円）

日本	その他	合計
12,228,537	1,564,389	13,792,926

海外の外部顧客からの収益のうち、中間損益計算書の営業収益の10%以上を占める地域はありません。

(2) 有形固定資産

当社は有形固定資産を保有していないため、該当事項はありません。

3．主要な顧客ごとの情報

外部顧客からの収益のうち、中間損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、該当事項はありません。

（１株当たり情報）

第19期中間会計期間 (自 平成25年 4 月 1 日 至 平成25年 9 月30日)	
1株当たり純資産額	2,478,046円41銭
1株当たり中間純利益金額	216,098円84銭
なお、潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、新株予約権付社債等潜在株式がないため記載していません。	
(1株当たり中間純利益金額の算定上の基礎)	
中間損益計算書上の中間純利益	1,383,032千円
1株当たり中間純利益金額の算定に用いられた普通株式に係る中間純利益	1,383,032千円
差 額	- 千円
期中平均株式数	
普通株式	6,400株

（重要な後発事象）

第19期中間会計期間（自平成25年 4 月 1 日 至平成25年 9 月30日）
該当事項はありません。

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、金融商品取引法の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- (1) 自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (2) 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (3) 通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下(4)(5)において同じ。）又は子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引又は金融デリバティブ取引を行うこと。
- (4) 委託会社の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- (5) 上記(3)(4)に掲げるもののほか、委託会社の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

- (1) 委託会社に関し、定款の変更、営業譲渡および営業譲受、出資の状況その他の重要な事項は予定されておりません。
- (2) 本書提出日の前1年以内において、訴訟事件その他委託会社等に重要な影響を及ぼした事実および重要な影響を及ぼすことが予想される事実は存在しておりません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1) 投資顧問会社

(2012年12月末日現在)

名称	資本金の額	事業の内容
ゴールドマン・サックス（シンガポール）ピーティーイー （G S A Mシンガポール）	47.42百万米ドル （4,106百万円。 1米ドル＝86.58円）	ゴールドマン・サックス・アンド・カンパニーの子会社であるG S A Mシンガポールは、シンガポールにおいて、投資銀行業務、トレーディングおよび自己勘定投資ならびに証券関連サービスを営んでおり、その資産運用部門は内外の有価証券等に係る投資顧問業務、その他付帯関連する一切の業務を営んでいます。

(2) 受託銀行

(2013年3月末日現在)

名称	資本金の額	事業の内容
三菱UFJ信託銀行株式会社	324,279百万円	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(兼営法)に基づき信託業務を営んでいます。

(3) 販売会社

(2013年3月末日現在)

名称	資本金の額	事業の内容
S M B C日興証券株式会社	10,000百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を中心としたサービスを提供しています。
株式会社S B I証券	47,938百万円	
キャピタル・パートナーズ証券株式会社	2,950百万円	
ゴールドマン・サックス証券株式会社	83,616百万円	
損保ジャパンD C証券株式会社 ^{*2}	3,000百万円	
西日本シティT T証券株式会社	1,575百万円	
野村証券株式会社 ^{*1}	10,000百万円	
P W M日本証券株式会社 ^{*1}	3,000百万円	信託業および銀行業を中心としたサービスを提供しています。
楽天証券株式会社	7,495百万円	
三井住友信託銀行株式会社 ^{*2}	342,037百万円	
みずほ信託銀行株式会社 ^{*1}	247,369百万円	銀行業を中心としたサービスを提供しています。
三菱UFJ信託銀行株式会社	324,279百万円	
株式会社三井住友銀行 ^{*1}	1,770,996百万円	
株式会社三菱東京UFJ銀行 ^{*2}	1,711,958百万円	
株式会社静岡銀行	90,845百万円	
株式会社西日本シティ銀行 ^{*1}	85,745百万円	
株式会社福岡銀行 ^{*1}	82,329百万円	
株式会社山形銀行 ^{*1}	12,008百万円	労働金庫法に基づき設立された労働金庫の系統中央金融機関です。
労働金庫連合会 ^{*1}	120,000百万円	

- * 1 新規のお申込みのお取扱いはいりません。
- * 2 確定拠出年金のみのお取扱いとなります。

2【関係業務の概要】

(1) 投資顧問会社

G S A Mシンガポールは本ファンドの投資顧問会社であり、本ファンドに関し、委託会社より日本株式の運用（デリバティブ取引等に係る運用を含みます。）の指図に関する権限の委託を受けています。

(2) 受託銀行

本ファンドの受託者として、信託財産の保管・管理・計算、外国証券を保管・管理する外国の保管銀行への指図・連絡等を行います。

(3) 販売会社

本ファンドの販売会社として受益権の募集の取扱い、信託契約の一部解約に関する事務、収益分配金の再投資に関する事務、一部解約金・収益分配金・償還金の支払いに関する事務等を行っています。

3【資本関係】

(1) 投資顧問会社

G S A Mシンガポールおよび委託会社はいずれもザ・ゴールドマン・サックス・グループ・インクの子会社です。

(2) 受託銀行

該当事項はありません。

(3) 販売会社

ゴールドマン・サックス証券株式会社および委託会社は、いずれもザ・ゴールドマン・サックス・グループ・インクの子会社です。その他は該当事項はありません。

第3【参考情報】

当計算期間において提出した書類は以下のとおりです。

2013年3月27日	有価証券届出書
2013年3月27日	有価証券報告書
2013年9月27日	有価証券届出書の訂正届出書
2013年9月27日	半期報告書

独立監査人の監査報告書

平成26年 1 月29日

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社

取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員 公認会計士 和田 渉
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているG S・日本株ファンド（自動けいぞく）の平成24年12月28日から平成25年12月27日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、G S・日本株ファンド（自動けいぞく）の平成25年12月27日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注1）上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

（注2）財務諸表の範囲にはX B R L データ自体は含まれていません。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成25年6月5日

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社

取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 和田 渉

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社の平成24年4月1日から平成25年3月31日までの第18期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社の平成25年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

() 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

[次へ](#)

独立監査人の中間監査報告書

平成25年12月3日

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社

取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 和田 渉

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社の平成25年4月1日から平成26年3月31日までの第19期事業年度の中間会計期間（平成25年4月1日から平成25年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社の平成25年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成25年4月1日から平成25年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）上記は、当社が、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。